

DISCLOSURE

Report 2023



佐賀市中央農業協同組合

目次

プロフィール	1	3. 農業・生活その他事業取扱実績	46
ごあいさつ	2	(1) 購買事業取扱実績	46
1. 経営理念	3	(2) 販売品取扱実績	47
2. 経営方針	3	(3) 保管事業取扱実績	48
3. 経営管理体制	4	(4) 指導事業	48
4. 系統のしくみ	5	4. 宅地等供給事業実績	48
5. 事業の概況（令和4年度）	7	5. 資産管理事業取扱実績	48
6. 事業活動のトピックス（令和4年度）	7	固定資産・外部出資の状況	49
7. 農業振興活動	8	IV 経営諸指標	
8. 地域貢献情報	8	1. 利益率	50
9. 自己改革の取り組み	9	2. 貯貸率・貯証率	50
10. リスク管理の状況	11	3. 職員一人当たり指標	50
11. 自己資本の状況	17	4. 一店舗当たり指標	50
12. 主な事業の内容	18	5. その他経営諸指標	50
【経営資料】		V 自己資本の充実の状況	
I 決算の状況		1. 自己資本の構成に関する事項	51
1. 貸借対照表	24	2. 自己資本の充実度に関する事項	52
2. 損益計算書	25	3. 信用リスクに関する事項	53
3. 注記表	26	4. 信用リスク削減手法に関する事項	56
4. 剰余金処分計算書	36	5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	57
5. 部門別損益計算書	37	6. 証券化エクスポージャーに関する事項	57
6. 財務諸表の正確性等にかかる確認	39	7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	57
7. 会計監査人の監査	39	8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	58
II 損益の状況		9. 金利リスクに関する事項	58
1. 直近の5事業年度における主要な経営指標	40	VI 連結情報	
2. 利益総括表	40	1. グループの概況	60
3. 資金運用収支の内訳	40	(1) グループの事業系統図	60
4. 受取・支払利息の増減額	40	(2) 子会社の状況	60
III 事業の概況		(3) 連結事業概況	60
1. 信用事業	41	(4) 最近5年間の連結事業年度の主要な経営指標	60
(1) 貯金に関する指標	41	(5) 連結貸借対照表	61
① 科目別貯金平均残高		(6) 連結損益計算書	62
② 定期貯金残高		(7) 連結キャッシュ・フロー計算書	63
(2) 貸出金等に関する指標	41	(8) 連結注記表	64
① 科目別貸出金平均残高		(9) 連結剰余金計算書	74
② 貸出金の金利条件別内訳残高		(10) 農協法に基づく開示債権	74
③ 貸出金の担保別内訳残高		(11) 連結事業年度の事業別事業収益等	74
④ 貸出金の用途別内訳残高		2. 連結自己資本の充実の状況	75
⑤ 貸出金の業種別残高		(1) 自己資本の構成に関する事項	75
⑥ 主要な農業関係の貸出金残高		(2) 自己資本の充実度に関する事項	77
⑦ 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況		(3) 信用リスクに関する事項	78
⑧ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額		(4) 信用リスク削減手法に関する事項	81
⑨ 貸出金償却の額		(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	81
⑩ 元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況		(6) 証券化エクスポージャーに関する事項	81
(3) 内国為替取扱実績	44	(7) オペレーショナル・リスクに関する事項	81
(4) 有価証券に関する指標	44	(8) 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	81
① 種類別有価証券平均残高		(9) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	82
② 商品有価証券種類別平均残高		(10) 金利リスクに関する事項	82
③ 有価証券残存期間別残高		【JAの概要】	
(5) 有価証券等の時価情報等	44	1. 機構図	83
① 有価証券の時価情報等		2. 役員構成	83
② 金銭の信託の時価情報等		3. 会計監査人の名称	83
③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引		4. 組合員数	84
(6) 預かり資産の状況	44	5. 組合員組織の状況	84
① 投資信託残高（ファンドラップ含む）		6. 特定信用事業代理業者の状況	84
② 残高有り投資信託口座数		7. 地区一覧	84
2. 共済取扱実績	45	8. 沿革・あゆみ	85
(1) 長期共済新契約高・長期共済保有高	45	9. 店舗等のご案内	89
(2) 医療系共済の共済金額保有高	45	10. 関連会社のご案内	89
(3) 介護系その他の共済金額保有高	45		
(4) 年金共済の年金保有高	45		
(5) 短期共済新契約高	46		

■ J A 佐賀市中央プロフィール ■

- ◆ 創 立 昭和23年5月27日
佐賀市農業協同組合
- ◆ 名 称 変 更 昭和29年9月22日
佐賀市中央農業協同組合
- ◆ 本店所在地 佐賀市駅前中央一丁目3番1号
電話 0952-23-8555(代)
FAX 0952-24-7666
E-mail : ja-chuou10@saga-ja.jp
http://ja-sagashichuou.saga-ja.jp/
- ◆ 営 業 地 区 佐賀市
(富士町・三瀬村・大和町・諸富町・川副町・
東与賀町・久保田町を除く)
- ◆ 総 資 産 約470億円
- ◆ 貯 金 約451億円
- ◆ 貸 出 金 約141億円
- ◆ 長期共済保有高 約300億円
- ◆ 購買品供給高 約4,442万円
- ◆ 販売品販売高 約2,195万円
- ◆ 出 資 金 約5.1億円
- ◆ 組 合 員 数 5,688人 (正92人、准5,596人)
- ◆ 役 員 数 10人
- ◆ 職 員 数 36人 (正、臨時、受入出向者)
- ◆ 自己資本比率 10.57%

(令和5年3月31日現在)

J A 佐賀市中央は、県都佐賀市の中心部において、協同活動を積極的に展開しております。地域性豊かな魅力ある都市型 J A をめざし、心豊かな地域社会づくりとゆとりある暮らしの実現に向け、皆様に親しまれる協同組織としての役割を果たしたいと考えております。

「キラリと輝く健全な都市型 J A をめざして」



- ① 本店
- ② 佐賀中央宅建棟
- ③ 低温並びに常温倉庫
- ④ 指導経済部事務所
- ⑤ 保有米低温倉庫
- ⑥ 資材倉庫
- ⑦ 八戸貸店舗
- ⑧ 神野貸店舗

(令和5年7月現在)

ごあいさつ



平素より私ども J A 佐賀市中央をお引き立ていただき、誠に有難うございます。

さて、当 J A の業務内容や活動状況について、皆様にご紹介するために、本年も「ディスクロージャー／Report 2023」を作成致しました。ご覧いただき当 J A に対するより一層のご理解をいただければ幸いです。

昨今、世界中に恐慌をもたらしたコロナ禍も 5 月の大型連休明けに法的に緩和された分類となり、国内の多くが従来の行事等を再開するに至っております。しかしながら、世界の情勢は依然として変わらず円安・物価高は我々農業界をはじめ生活に至る迄、圧迫し続けています。

ロシアによるウクライナ侵攻を機に世界の食料事情が一変したことなどを受け、「食料・農業・農村基本法」の見直しがスタートし、「食料安全保障」の強化が求められております。

農林水産業がより良い方向に治まる事を強く願うところであります。

さて、令和 4 年度は当 J A を取巻く環境は厳しいものでありましたが、貯金・貸出金は共に伸長し、高く積み上がり、過去最高の業績となりました。これらは事業利益に大きく貢献することとなりました。また、長年の懸案事項であった不良債権処理は大幅に進み、より健全性が高まる事となりました。

第 3 次自己資本増強計画に基づく増資取り組みにおいては、組合員はもとより当組合ご利用の皆様より厚いご協力を頂き、自己資本比率を向上させることが出来ました。改めて皆様方には感謝申し上げます次第でございます。

今年度は、新しく農業支援と次世代参集促進を進めてまいります。農業支援におきましては、存続できる環境づくりの為、直接組合員同士が協議し、その要望に対し、農協が協力化を進めていく形作り、組合所有のドローンによる効率良い農薬散布等を進めてまいります。

次世代参集促進におきましては、これまで農協行事等に参加しづらかった次世代の方々への声掛けを促し、活性化に取り組みます。組合員の皆様方のお声掛けを宜しくお願い致します。

なお一層のご支援ご協力をお願い申し上げましてご挨拶とさせていただきます。

令和 5 年 7 月

佐賀市中央農業協同組合

代表理事

組合長

飯盛 啓次

1. 経営理念

- * J A佐賀市中央は、農業振興を通じて、「食」と「農」と「緑」を守り、かけがえのない自然を次世代に引き継ぎます。
- * J A佐賀市中央は、地域のみなさまとともに生き、地域のみなさまとの共感の中で、心ふれあう地域づくりに取り組みます。
- * J A佐賀市中央は、高い倫理観と責任感を持ち、地域社会に貢献できる事業と組織づくりに取り組みます。

【基本理念】

J A佐賀市中央は、人と自然を大切にし、社会の発展と豊かな暮らしの実現に貢献してまいります。

- ◇ J A佐賀市中央は、人を大切にします。
- ◇ J A佐賀市中央は、自然を大切にします。
- ◇ J A佐賀市中央は、社会の発展に貢献します。
- ◇ J A佐賀市中央は、豊かな暮らしの実現に貢献します。

【基本姿勢】

- ◇ みなさまから信頼される J A
 - ◇ 地域から必要とされる J A
 - ◇ 社会に誇れる J A
- をめざします。

2. 経営方針

I. 基本方針

令和5年度は、「第10次中期経営計画」の中間年度として、「持続可能な食料・農業基盤の確立」「持続可能な地域・組織・事業基盤の確立」「不断の自己改革の実践を支える経営基盤の強化」「協同組合としての役割発揮を支える人づくり」「『食』『農』『地域』『JA』にかかる国民理解の醸成」を念頭に、自己改革の着実な進捗を図りながら、地域に根差した協同組合として事業活動に取り組んでまいります。

II. 重点実践事項

指導事業

- (営農) ①農作業受託や農業労働力支援の相談・検討
②県再生協議会等と連携した水田フル活用への検討及び生産調整への対応
③農業政策（経営所得安定対策・農地中間管理事業等）の周知・促進強化
④持続可能な営農の相談・労働力支援の強化（ドローンの活用）
⑤実需者ニーズに応じた品種作付けや省力化生産への営農技術指導の強化
⑥農作業の事故防止指導強化
- (生活) ①生活改善及び健康管理への支援強化
②「農業体験」「よい食プロジェクト活動」による食農教育の強化
③福祉施設訪問等による高齢者支援活動（さかえ会）への支援強化
- (その他) ①全戸訪問活動による意見・要望等への対応報告
②「地域活性化」への貢献（感謝祭・年金感謝デー）の実施
③J Aにおける自己改革の実践（役職員による出向く体制）
④県域担い手サポートセンターと連携した担い手支援の強化

購買事業

- ①生産資材コスト低減を図るための肥料・農薬の全量予約への推進
- ②生活総合事業における安全で良質な生活資材の供給
- ③女性部活動と一体となった「ふれあい共同購入運動」の促進
- ④共同仕入によるメリットを周知し、供給高の拡大による収支改善への取り組み

販売事業

- ①米の出荷契約数量に従った出荷の推進
- ②農産物の安全確保に向けた取り組みレベルの強化
- ③生産履歴による情報蓄積・提供及びGAPへの取り組み普及
- ④農産物検査員（指導員）の資質向上・指導力強化
- ⑤水田機能の活用を推進し、出荷量の拡大による収支改善への取り組み

保管事業

- ①収容技術の向上と保管管理（防犯・防火・防虫・清掃等）の強化
- ②検査及び入出庫時の安全操業と適正なる荷受作業効率の向上
- ③出荷契約数量の推進による保管事業の収支改善への取り組み

信用事業

- ①農業への金融仲介機能発揮
- ②暮らしへの金融仲介機能発揮
- ③地域への金融仲介機能発揮
- ④徹底的な業務・事務の効率化の一環として貸出システムの導入

共済事業

- ①全契約者への「3Q活動」、「あんしんチェック活動」の確実な実践
- ②万全な保障提供のための生命保障を中心とした取り組みの強化
- ③全契約者・組合員への万全なサービス・保障提供に向けたLA・スマサポの推進力強化と協働体制の構築・展開

宅地等供給・資産管理事業

- ①佐賀駅南口周辺整備構想への参画・促進
- ②保有資産の適切な維持・管理

管理業務

- ①早期警戒制度の導入を踏まえた堅確な経営管理の実践
- ②内部統制システム基本方針の適切な運用による内部統制の確立
- ③自己改革工程表に沿った持続的な自己改革の取り組み強化
- ④組合員の期待に応えうる専門的人材の育成
- ⑤人事・労務等、就業環境の改善及び関連諸制度の見直し
- ⑥コンプライアンス遵守による不祥事未然防止の取り組み強化

3. 経営管理体制

当JAは農業者により組織された協同組合であり、正組合員で構成される「総会」の決定事項を踏まえ、総会において選出された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。組合の業務執行を行う理事には、組合員の各層の意思反映を行うため、女性部などから理事の登用を行っています。また、信用事業については専任担当の理事を設置しており、平成21年度より常勤監事も設置致しました。さらに、理事会の活性化と業務執行の硬直化を防ぐため、常勤役員の定年制を採用しています。

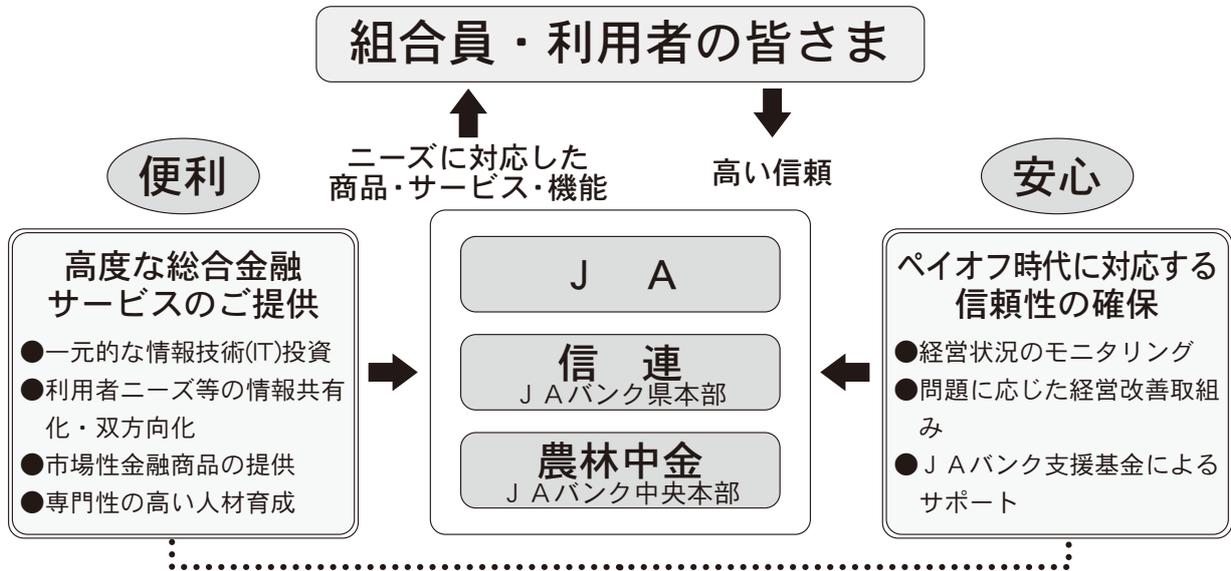
4. 系統のしくみ

JAバンクシステム

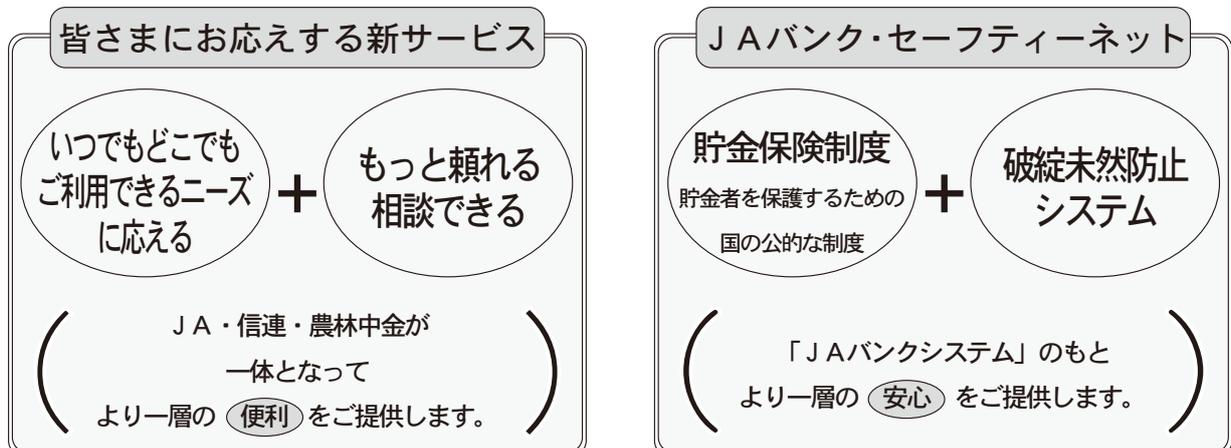
JA、信連、農林中金が総合力を最大限に発揮し、実質的に「ひとつの金融機関」として、健全かつ効率的な経営と高度な金融サービスの提供を行なう仕組みのことを「JAバンクシステム」と呼んでいます。

JAバンクシステムは、「一体的事業推進による良質で高度な金融サービスの提供」と「破綻未然防止システムによるJAバンク全体としての信頼性確保」を柱としており、この2つの柱を実現するために全国段階では農林中金に「JAバンク中央本部」を、県段階では信連に「JAバンク県本部」を設置し、関係団体等の協力を得て運営を行なっております。

当JAといたしましても、JAバンクの一員として「JAバンクシステム」の適切な運営により、引き続き皆さまに安心して利用していただけるよう取り組んでまいります。



「JAバンクシステム」の **便利** と **安心** を実現するため、全国のJA・信連・農林中金が一体となって取り組んでいきます。



良質で高度な金融サービスの提供

地域の皆さまのニーズにお答えするために、JAバンクでは、情報システムやネットワークを一元化することで、インターネットバンキングをはじめとする高品質なサービスを全国のJAに導入し、全国どこでも良質で高度な金融サービスの提供に取り組んでおります。

また、全国統一の魅力的な金融商品の開発など一体的事業推進の実践により、より便利に、ますます頼れる「JAバンク」を目指しております。

JAバンク・セーフティネット

国の公的な制度である「貯金保険制度」に加え、JAバンクシステムに基づく「破綻未然防止システム」を併せて、JAバンク・セーフティネットと呼んでおります。

「貯金保険制度」は、JA等が万一経営破綻に陥った場合に、JA等に代わって貯金をお支払する制度で、貯金者を保護するものです。

「破綻未然防止システム」では、緊急事態のJAに対する貸付や、経営が困難なJ

Aを他のJAが合併を行なう場合に必要となる資金の援助、さらに、経営改善に取り組むJAに対する資本注入など、「JAバンク支援基金」によるサポートにより、経営破綻を未然に防ぐための制度です。

JAバンクの安心は、これら2つの制度で支えられております。

破綻未然防止システム

JAバンクシステムでは、経営破綻を未然に防止するために、早期是正措置発動基準（自己資本比率4%）よりも厳しいJAバンク独自の自主ルール基準（自己資本8%、業務執行制度など）を設定し、会員JA等の経営内容について、JAバンク中央本部が定期的にモニタリングを行なっております。

これらにより、JA等の経営の問題点を早期に発見し、実効性のある破綻未然防止システムに基づき適切な改善措置などを講じることとしており、地域の皆さまに安心してご利用いただけるようJAバンク全体の信頼性向上と金融機能維持に向けた取り組みを行なっております。

■貯金保険制度

貯金者保護を目的とする国の公的な制度であり、銀行の「預金保険制度」と同様のもので、貯金業務を取扱うすべてのJA、信連、農林中金などが加入しております。

JA等が万一経営破綻に陥った場合にJA等に代わって貯金をお支払する制度です。

平成17年4月1日から、ペイオフが全面解禁され、当座性貯金、定期性貯金等全ての貯金について、合算して元本の総額が1,000万円までとその利息は保護されていますが、それ以外は清算配当に応じて払い戻しされることになっております。

なお、当座性貯金のうち利息のつかない等の条件を満たす貯金については、全額保護されることになっております。

【貯金保険対象商品と保護の範囲】

貯金等の分類		保護の範囲
貯金保険の対象貯金等	当座貯金 普通貯金 別段貯金	決済用貯金 ^(注1) (利息のつかない等の 3要件を満たす貯金)
	定期貯金・貯蓄貯金・ 通知貯金・定期積金・ 農林債券等 ^(注2)	一般貯金等 (決済用貯金以外の貯金)
対象外貯金等の	外貨貯金、譲渡性貯金、農林債券等	保護対象外 破綻農水産業協同組合の財産の 状況に応じて支払われ (一部カットされることがあります)

(注1) 「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3要件を満たすものです。

(注2) このほか、納税準備貯金、貯金保険の対象貯金を用いた積立、財形貯蓄商品が該当します。

(注3) 定期積金の給付補てん金も利息と同様保護されます。

5. 事業の概況

組合の事業活動の概況に関する事項

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の流行終息の兆しが見えない中で、政府は感染症法上の位置付けを2類相当から季節性インフルエンザと同等の5類へ引き下げることが決定し、日常を取り戻そうとする流れ「ウィズコロナ」への志向が強まった1年となりました。

ロシアによるウクライナ侵攻等の地域紛争や温暖化による異常気象の頻発は、世界的なサプライチェーンの混乱や資源価格の高騰等に起因する物価高をもたらし、様々な形で世情を不安定化させる要因となっており、国内においては物価高が特に農家では営農資材・燃料等の価格高騰となって農業経営に多大な影響を与えました。

農業面においては、県内では台風の影響等もあり米の作況指数は「98」とやや不良となりました。このような中で「さがびより」が食味ランキング13年連続で特A評価を獲得しました。

新型コロナウイルス感染症の流行3年目となった令和4年度は、職員の感染対策と組合員・利用者への良質なサービスの提供を両立させながら事業活動を展開した1年となりました。

このような事業環境下において、役職員一丸となって事業推進に取り組んだ令和4年度、第10次中期経営計画実践初年度の成果は、事業総利益364,501千円、事業利益61,785千円、当期剰余金51,386千円と年度計画を大幅に上回るものとなりました。

以下、各事業について報告します。

指導事業の水稲は8月中下旬の降雨・日照不足で一穂粒数が減少しました。また、台風の影響により、籾ズレや葉先裂傷が発生し、登熟歩合と千粒重に大きな影響が出たこともあり、本県の収量は514kg/10aで作況指数98のやや不良となりました。

大麦は晴天が続いたことから播種作業は順調に行われたものの、その後の極端な少雨傾向で生育が停滞しました。しかし、3月下旬以降より天候に恵まれ生育は回復し、多収傾向となった結果、本県の収量は473kg/10a(作況指数140)で5ヶ年連続の豊作となりました。

大豆は播種が順調に進み、生育も概ね順調でしたが、台風の影響などで大幅な減収となり、収量は117kg/10aと平年を下回る結果となりました。

購買事業においては、担い手経営体を中心に「農業者の所得増大」に向けた取り組みとして肥料・農薬の予約による早期取りまとめを行い、低コスト資材の供給強化を図りました。また、生産技術の提案として土壌分析・展示圃による試験結果に基づいた施肥体系及び防除体系の提案を行いました。購買品供給高は44,420千円、対前年比128.6%となりました。

販売事業においては、消費者・実需者からの要望に応え、信頼される計画生産を推進するとともに、出荷契約の向上に取り組みました。また「栽培日誌」「農業生産工程管理(GAP)」等の普及推進を図り、安全・安心な農産物の生産販売に努め、販売品販売高は21,952千円、対前年比113.7%となりました。

信用事業においては、貯金については、独自商品である「だっこ笑びず定期2022」の発売により個人貯金が伸長し、また公金貯金等も堅調に推移した結果、3月末残高は、45,117百万円となりました。貸出金については、住宅ローン・小口ローンを中心とした積極的な取り組みを実施した結果、住宅ローンは対前年比116.7%、小口ローンは対前年比112.6%の伸びとなり、3月末貸出金残高は14,125百万円、対前年比110%、1,290百万円の増加となりました。

また、組合員・利用者の資産形成ニーズに対応すべく、令和4年10月より投資信託の取り扱いを開始しました。

共済事業においては、デジタル技術を活用したWebマイページ登録促進を図り、利便性の向上とともに、事務負荷軽減に注力しました。普及面では推進環境が悪化する中、新契約ポイント実績が伸び悩みましたが、全役職員の力を合わせ新契約目標である400千ポイントを達成することができました。

6. 事業活動のトピックス

- ・JA共済 書道ポスターコンクールの実施
- ・年金感謝デーイベントの開催
- ・感謝祭の開催

7. 農業振興活動

- ・「母から子へ、伝えたい我が家の味、地域の味」運動として、女性部学級において「伝承料理作り」を実施
- ・栽培履歴による「顔のみえる安心・安全」な農作物の安定供給
- ・経営所得安定対策等の各種研修、農政セミナーへの参加
- ・味噌作り・落雁作り・ごきぶり団子作り・ぼかし肥作り・焼肉のたれ作りの開催
- ・JA米「風土米」の販売
- ・幼稚園児、小学生等を対象にした「田植え」「稲刈り」「野菜作り」等食農体験学習
- ・米麦研究会、青壮年部による水稻栽培実地試験



8. 地域貢献情報

(1) 地域の皆様のために

当組合は、佐賀市（富士町、三瀬村、大和町、諸富町、川副町、東与賀町、久保田町を除く）を事業区域として、農業者を中心とした地域住民の方々が組合員となって、相互扶助（お互いに助け合い、お互いに発展していくこと）を共通の理念として運営される協同組織であり、地域農業と地域経済の活性化に資する地域金融機関です。当組合の資金は、その大半が組合員の皆様などからお預りした、大切な財産である「貯金」を源泉としております。当組合では資金を必要とする組合員の皆様方や、地方公共団体などにもご利用いただいております。当組合は、地域の一員として、農業の発展と健康で豊かな地域社会の実現に向けて、事業活動を展開しています。また、JAの総合事業を通じて各種金融機能・サービス等を提供するだけでなく、地域の協同組合として、農業や助け合いを通じた社会貢献に努めています。

(2) 組合員数、出資金の状況

(単位:人、千円)

	組合員数	出資金
正 組 合 員	92	147,008
准 組 合 員	5,596	362,249
処分未済持分	—	3,781
計	5,688	513,038

(3) 資金調達の状況

① 貯金及び定期積金残高 (単位:百万円)

組 合 員 等	29,376
地方公共団体	9,492
そ の 他	6,249

② 貯金商品

- ・年金受給者向け優遇金利定期「寿」定期
 - ・ゆとり定期積金
 - ・収穫体験定期積金「もぎたて」
 - ・相続定期貯金「縁むすび」
 - ・プラチナ世代応援定期「煌(かがやき)」
- ※貯金商品の詳細は22ページに記載しています。

(4) 資金供給の状況

① 貸出金残高 (単位:百万円)

組 合 員 等	12,597
地方公共団体	1,040
そ の 他	488

② 制度融資取扱い状況

- ・農業近代化資金

③ 融資商品

- ・住宅ローン
- ・マイカーローン
- ・教育ローン
- ・カードローン
- ・アグリマイティー資金
- ・…等

※融資商品の詳細については23ページに記載しています。

(5) 文化活動・社会貢献に関する事項

① 文化的・社会貢献に関する事項

- ・地域の児童等に対する農業体験（稲作り・野菜作り）の実施
- ・毎週金曜日に本店近隣の清掃活動の実施
- ② ・年金友の会開催
- ・年金相談会等各種セミナーの開催

(6) 地域密着型金融への取り組み

- 農村等地域活性化のための融資を始めとする支援
- ・担い手金融担当部署の設置
- ・生産者と消費者をつなげる場の設定

9.自己改革の取り組み

進めています!自己改革



私たちは、平成28年度から農家・組合員や地域の方々の豊かなくらしを支えるため「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」の3つの目標を掲げ、具体的な目標値や行動計画を設定して、自己改革に取り組んでいます。令和4年度中の主な自己改革の取り組みと実績は、次のとおりです。

令和5年度においても、組合員・地域住民の声に基づく自己改革を実践し、農業協同組合の使命である農業所得の向上や地域農業の振興、さらには地域に根ざした協同組合としての「食」と「農」を通じた地域貢献活動に取り組んでいきます。



農業者の所得増大と農業生産の拡大につながる取り組み

組合員の「所得増大」「農業生産の拡大」につながる取り組みである「JAグループ佐賀 農業者応援事業」について、個別に生産者を訪問し説明を行った結果、産業用マルチローター（通称ドローン）導入を検討されていた生産者から当該事業を利用したいとの声が上がリ、オペレーター教習料の40%を助成しました。その後、産業用マルチローターを導入されたことで、低コスト・省力化につながっています。



【組合員の声】

JAから農業者応援事業のことを聞き、同事業を活用することで、ドローンの導入するきっかけとなりました。そのおかげで、適期に合わせた病虫害防除や暑い中圃場に入って行っていた穂肥などの作業をドローンで行うことは非常に大きな省力化に繋がり助かっています。

今後もこのような、農家のためになる取り組みに期待しています。



地域の活性化につながる取り組み

地域みなさまに感謝の気持ちを込めて

感謝祭開催

● 令和4年11月26日 ●

食や農を通じた地域貢献活動の一環として、組合員・利用者及び地域の皆様への日頃の感謝とJAへの理解を深めてもらう機会になればと3年ぶりに「感謝祭」を開催しました。



【内容】

- ① 女性部手作りクッキープレゼント
- ② 野菜重量当てクイズ
- ③ お米すくい
- ④ 野菜・果物販売
- ⑤ 「しま薔薇園」の日本一の薔薇販売など



10. リスク管理の状況

◇リスク管理体制

[リスク管理基本方針等]

組合員・利用者の皆さまに安心してJAをご利用していただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応するために、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。この基本方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策(マネロン等対策)の重要性はこれまでになく高まっています。当JAではマネロン等対策を重要課題の1つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

①信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産(オフ・バランスを含む。)の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、こうした認識のもと、経営戦略の『意思決定(理事会)』、『執行(金融共済部)』、『結果の監視(総務管理部)』の各機能を組織的に分離・独立させ、相互に牽制しあう体制を構築しており、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、2次審査部署を設置し与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュフローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組むとともに、毎月、債権管理委員会を理事会と同時に開催しております。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「債権の引当・償却基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全性に努めています。

②市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債(オフ・バランスを含む。)の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当JAでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当JAの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針に基づき、有価証券の売買を行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達とのミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク(資金繰りリスク)及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク(市場流動性リスク)のことです。当JAでは、資金繰りリスクについてもALM委員会において、運用・調達についての、資産ギャップ分析を実施し、安定的な流動性の確保に努めています。

④オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は

外生的な事象による損失を被るリスクのことです。

当JAでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続を整備し、定期検査等を実施するとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

⑤事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

⑥システムリスク管理

システムリスクとは、コンピューターシステムのダウンまたは誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピューターが不正に使用されることにより、金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、コンピューターシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害に備えた管理を行っています。

また、平成24年3月より当JAのデータ資産の共有・保全・セキュリティ対策強化の一環として「文書管理システム」を導入しております。

◇法令遵守体制

[コンプライアンス基本方針]

- 当JAは、JAが担う基本的使命・社会的責任を果たし、組合員や利用者の多様なニーズに応える事業を展開し、社会の信頼を確立するため、当JAの役職員一人一人が、高い倫理観と強い責任感を持って、日常の業務を遂行します。
- 当JAは、創意と工夫を活かした質の高いサービスと、組合員の目線に立った事業活動により、地域社会の発展に貢献します。
- 当JAは、安全・安心な農産物・商品を提供し、消費者の信頼に応えるよう努めます。
- 当JAは、関連する法令等を厳格に遵守し、社会的規範に基づき、誠実かつ公正な業務運営を遂行します。
- 経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめ、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図るとともに、透明性の高い組織風土を構築し、信頼の確立を図ります。
- 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、確固たる信念をもって、排除の姿勢を堅持します。

[コンプライアンス運営態勢]

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、常務理事を委員長とするコンプライアンス委員会を設置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

◇金融ADR制度への対応

①苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をチラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当JAの苦情等受付窓口(電話：0952-23-8555(月～金9時～17時))

②紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

- ・信用事業
東京弁護士会 (電話：03-3581-0031)
第一東京弁護士会 (電話：03-3595-8588)

第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）
福岡県弁護士会（電話：092-741-3208）
鹿児島県弁護士会

①の窓口またはJAバンク相談所（一般社団法人JAバンク・JFマリンバンク相談所 電話：03-6837-1359）にお申し出ください。

また、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）の仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続きを進める方法があります。

①現地調停：東京の弁護士会のあっせん人と東京以外の弁護士会のあっせん人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。

例えば、お客様は、最寄の弁護士会が長崎県の場合、長崎県弁護士会の仲裁センターにお越しいただき、当該弁護士会のあっせん人とは面談で、東京の弁護士会のあっせん人とはテレビ会議システム等を通じてお話しいただくことにより、手続きを進めることができます。

②移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。

例えば、長崎県弁護士会の仲裁センターに事件を移管し、以後、当該弁護士会の仲裁センターで手続きを進めることができます。

※ 現地調停、移管調停は全国の全ての弁護士会で行える訳ではありません。具体的内容は佐賀県JAバンク相談所または東京三弁護士会仲裁センター等にお問合せください。

・共済事業

（一般社団法人）日本共済協会 共済相談所 <https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

（一般財団法人）自賠責保険・共済紛争処理機構 <https://www.jibai-adr.or.jp/>

（公益財団法人）日弁連交通事故相談センター <https://www.n-tacc.or.jp/>

（公益財団法人）交通事故紛争処理センター <https://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR <https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>

各機関の連絡先（住所・電話番号）につきましては、上記ホームページをご覧ください。①の窓口にお問い合わせ下さい。

倫理綱領（役職員の行動指針）

私たち役職員は、ここに定める倫理綱領を遵守し、常に強い責任感と高い倫理観をもって行動することによって、農業と地域社会に根ざした協同組合組織としてのJAの社会的役割を誠実に果たし、安心して暮らせる豊かで民主的な地域社会の実現を目指します。

1. 社会的責任と公共的使命の自覚

私たち役職員は、JAの社会的責任と公共的使命の重みを常に自覚し健全かつ適切な業務運営を通じて、揺るぎない信頼の確立を図ります。

2. 法令や社会的規範の遵守

私たち役職員は、あらゆる法令や業務に関する諸規則等を遵守し、社会的規範にもとることのない、誠実かつ公正な事業活動を遂行します。

3. 質の高い事業サービスの提供

私たち役職員は、創意と工夫を活かし、質の高い事業サービスの提供を通じて地域農業の発展と地域経済・社会の発展に貢献します。

4. 反社会的勢力の介入排除

私たち役職員は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決します。

個人情報保護方針

当JAでは、お客様の個人情報を業務上必要な範囲において、適正かつ適法な手段により取得するとともに、取得いたしましたお客様の個人情報につきましては、利用目的をできるかぎり特定するとともに、あらかじめご本人の同意を得た場合及び法令により例外と認められる場合を除き、利用目的の範囲内で個人情報を取扱いいたします。

また、当JAは、「個人情報の保護に関する法律」をはじめとする関係法令等に基づいて、個人情報保護に

関する業務を統括する個人情報保護管理者や、情報セキュリティ委員会を設置し、個人情報保護態勢の確立に努めています。

なお、「個人情報保護方針」並びに「個人情報保護法に基づく公表事項等」については、ホームページ等にも掲載し、公表しております。

佐賀市中央農業協同組合個人情報保護方針

当組合は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 関連法令等の遵守

当組合は、個人情報を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」(以下「保護法」といいます。)その他、個人情報保護に関する関係諸法令及び個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第2条第1項、第2項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当組合は特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号利用法」といいます。)その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令及びガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号利用法第2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

2. 利用目的

当組合は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合及び法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。

利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、又は公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

3. 適正取得

当組合は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当組合は、取扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ役職員及び委託先を適正に監督します。

個人データとは、保護法第2条第6項が規定する、個人情報データベース等(保護法第2条第4項)を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

5. 匿名加工情報の取扱い

当組合は、匿名加工情報(保護法第2条第9項)の取扱いに関して消費者の安心感・信頼感を得られるよう、保護法の規定に従うほか、個人情報保護委員会のガイドライン、認定個人情報保護団体の個人情報保護指針等に則して、パーソナルデータの適正かつ効果的な活用を推進いたします。

6. 第三者提供の制限

当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当組合は、番号利用法第19条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

7. 機微(センシティブ)情報の取扱い

当組合は、ご本人の機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療等に関する情報)については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

8. 開示・訂正等

当組合は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等に応じます。

保有個人データとは、保護法第2条第7項に規定するデータをいいます。

9. 質問・苦情窓口

当組合は、個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

10. 継続的改善

当組合は、個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

以上

金融商品販売法にもとづく勧誘方針

当JAは、金融商品販売法の趣旨に則り、貯金・定期積金・共済その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまの立場に立った勧誘に努めるとともに、より一層の信頼をいただけるよう努めてまいります。

金融商品の勧誘方針

1. 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的並びに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆様に対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. お約束のある場合を除き、組合員・利用者の皆様にとって不都合と思われる時間での訪問・電話による勧誘は行いません。
5. 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。

金融円滑化にかかる基本的方針

当JAは、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域の組合員・利用者の皆様に対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当組合の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当組合の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取り組んでまいります。

- 1 当JAは、組合員・利用者からの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、組合員・利用者の特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
- 2 当JAは、事業を営む組合員・利用者からの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、組合員・利用者の経営改善に向けた取り組みをご支援できるよう努めてまいります。
また、役職員に対する研修等により、上記取り組みの対応能力の向上に努めてまいります。
- 3 当JAは、組合員・利用者から新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、組合員・利用者の知識等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。
- 4 当JAは、組合員・利用者からの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談、要望及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、組合員・利用者の理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
- 5 中小企業者等金融円滑化法への対応
 - (1) 農業事業者、中小事業者および住宅ローンご利用の組合員・利用者からの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、組合員・利用者の特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めてまいります。
 - (2) 当JAは、その際、他の金融機関や日本政策金融公庫、住宅金融支援機構、農業信用基金協会、企

業再生支援機構、事業再生ADR等との緊密な連携を図るよう努めてまいります。

- 6 当JAは、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

利益相反管理方針

近年、当JAを含め各金融機関ではお客さまに対し、金融・証券・保険業等、垣根を越えた総合的サービスの提供に伴い、業務が拡大するとともに多様化・複雑化しており、これに併せた利益相反取引等の禁止の実効性の確保が求められております。

当JAは、お客さまの利益が不当に害されることのないよう農業協同組合法、金融商品取引法、および関係するガイドラインに基づき、利益相反管理方針を定め、利益相反するおそれのある取引を適切に管理するための体制の整備・運用に取り組んでおります。

利益相反管理方針の概要

1. 対象取引の範囲

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当JAの行う信用事業関連業務、共済事業関連業務または金融商品関連業務にかかるお客様との取引であって、お客様の利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。

2. 利益相反のおそれのある取引の類型

「利益相反のおそれのある取引」の類型は、以下のとおりです。

- (1) お客様と当JAの間の利益が相反する類型
- (2) 当JAの「お客様と他のお客様」との間の利益が相反する類

3. 利益相反の管理の方法

当JAは、利益相反のおそれのある取引を特定した場合について、次に掲げる方法により当該お客様の保護を適正に確保いたします。

- (1) 対象取引を行う部門と当該お客様との取引を行う部門を分離する方法
- (2) 対象取引または当該お客様との取引の条件もしくは方法を変更し、または中止する方法
- (3) 対象取引に伴い、当該お客様の利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客様に適切に開示する方法(ただし、当JAが負う守秘義務に違反しない場合に限りです。)
- (4) その他対象取引を適切に管理するための方法

4. 利益相反管理体制

- (1) 当JAは、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理に関する当JA全体の管理体制を統括するための利益相反管理統括部署およびその統括者を定めます。この統括部署は、営業部門からの影響を受けないものとし、また、当JAの役職員に対し、本方針および本方針を踏まえた内部規則等に関する研修を実施し、利益相反管理についての周知徹底に努めます。
- (2) 利益相反管理統括者は、本方針にそって、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を実施するとともに、その有効性を定期的に適切に検証し、改善いたします。

5. 利益相反管理体制の検証等

当JAは、本方針に基づく利益相反管理体制について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

内部監査体制

当JAでは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部監査態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。また、内部監査は、JAのすべての事業所を対象とし、年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに措置を講じています。

11.自己資本の状況

◇自己資本比率の状況

当JAでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。令和4年度は、増資運動の継続取り組みや内部留保の積み上げなどにより、令和5年3月末における自己資本比率は、10.57%となりました。

◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

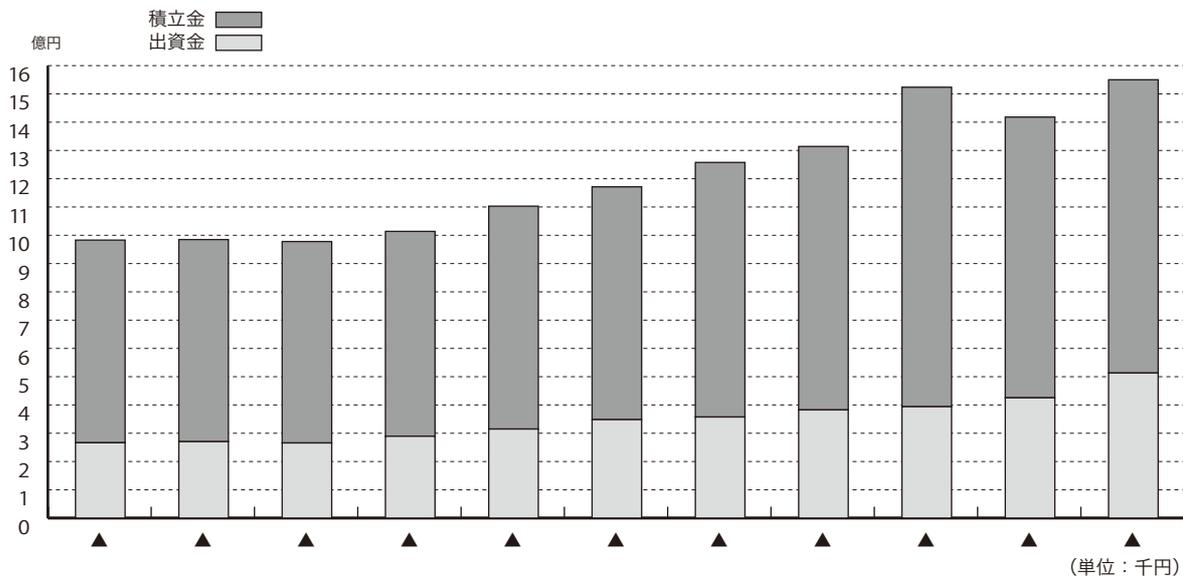
当JAの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○普通出資による資本調達額

項目	内容
発行主体	佐賀市中央農業協同組合
資本調達手段	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	513百万円(前年度425百万円)

当JAは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当JAが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

■出資金・積立金の推移



	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
積立金	716,539	714,539	712,241	724,481	788,055	823,234	900,183	931,579	1,129,721	992,814	1,037,070
出資金	266,401	270,367	265,693	289,345	314,891	348,172	357,400	382,528	393,966	425,324	513,038

12. 主な事業の内容

1. 信用事業

信用事業は、貯金・融資・為替などいわゆる金融業務を行っています。
この信用事業は、JA（農協）・信連・農林中金という三段階の組織が有機的に結びつき、「JAバンク」として大きな力を発揮しています。

◇貯金業務

組合員はもちろん、地域のみなさまや事業主のみなさまからの貯金をお預かりしています。

普通貯金・当座貯金・定期貯金・定期積金・総合口座などの各種貯金を目的、期間、金額にあわせてご利用いただいております。

◇融資業務

組合員への融資をはじめ、地域住民のみなさまの暮らしや、農業者・事業者のみなさまの事業に必要な資金をご融資しています。

また、地域金融機関の役割として、地域住民のみなさまの暮らしに必要な資金や地方公共団体、農業関連産業・地元企業等、農業以外の事業などへもご融資し、地域経済の質的向上・発展に貢献しています。

さらに、住宅金融支援機構、株式会社日本政策金融公庫等の融資の申し込みのお取次ぎもしています。

◇為替決済業務

全国のJA（農協）・信連・農林中金の店舗をはじめ、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当JAの窓口を通して全国のどこの金融機関へでも送金や手形・小切手等の取立てが安全・確実・迅速にできる内国為替をお取り扱いしています。

また、オフィスにいながら資金移動や取引内容の照会が行なえるファームバンキングやインターネットに接続されているパソコンや携帯電話から、残高照会や振込等のサービスがご利用いただけるインターネットバンキングサービスも行なっております。

◇国債窓口販売

国債（新窓販国債・個人向け国債）の窓口販売の取扱いをしています。

また、お客様の運用ニーズにお応えするため、個人向け国債も取り扱っています。

◇サービス・その他

当JAでは、皆様によりよいサービス、時代に即応したサービスをご提供できるよう全国のJAがひとつになって作り上げた「新JAオンラインシステム」を利用して、各種自動受け取り、各種自動支払いや事業主のみなさまのための給与振込サービス、自動集金サービス、口座振替サービスなどをお取り扱いしています。

また、全国のJAでの貯金の出し入れや銀行、信用金庫・コンビニエンス・ストアなどでも現金引き出しのできるキャッシュサービスなど、いろいろなサービスに努めています。

金融商品一覧

貯金

種類	期間	特徴
当座貯金	出し入れ自由	手形や小切手でお支払できる貯金です。お取引上の支払や代金回収に最適です。
決済用貯金	同上	利息は付きませんが、決済サービスがご利用になれば、いつでもお引き出し出来ます。
普通貯金	同上	いつでも出し入れができ、自動支払・自動受取もご利用になれます。キャッシュカードと合わせて、サイフがわりにご利用ください。
総合口座	同上	普通貯金と定期貯金が1冊の通帳でご利用になれます。公共料金などの自動支払いや給与・年金などの自動受取、さらに預入定期貯金の90%、最高300万円（1,000円未満切捨て）迄の自動融資がご利用になれば、大変便利です。
納税準備貯金	入金自由	税金納付のための貯金です。引き出しは原則として納税時のみで、納税のための引き出しは非課税です。
通知貯金	据置7日	7日間以上で短期の資金運用には最適です。預入金額は5万円以上で、お引き出しは2日前までにご連絡が必要です。
スーパー貯蓄貯金	出し入れ自由	引き出し自由で、大口定期の金利を基準とした貯金で、貯金残高によって2階層の金利を設定。毎月複利で大変便利です。一定の残高を普通貯金に入れておきたいという方におすすめします。（個人のみ）
スーパー定期	1、2、3、6ヶ月 1、2、3、4、5年	様々な目的に対応する基本的な定期貯金です。 1ヶ月超5年未満のご都合のよい日を満期日とする期日指定方式もご利用いただけます。
大口定期貯金	同上	預入金額が1,000万円以上の金額を有利な利率でお預かりする定期貯金です。スーパー定期と同様、期日指定方式もご利用いただけます。
期日指定定期	最長預入期間3年 (据置1年)	預入期間は最長3年ですが、1年経過後は1ヵ月前までに満期日をご指定いただければ必要なときにお引き出し出来ます。元金の一部（1万円以上）を引き出すことも出来ます。又、1年毎の複利計算で有利で便利にご利用いただけます。（個人のみ）
据置定期貯金	6ヵ月以上で最長5年	指定の据置経過後は、お引き出し自由、複利で増やし長く預けるほどおトク。預入金額は1万円以上1千万円未満でご利用いただけます。（個人のみ）
変動金利定期貯金	1年以上3年以下	預入から半年ごとにその時の金利を適用し、6ヵ月複利で運用する、とても有利な定期貯金です。 預入金額は1,000円以上でご利用いただけます。（個人のみ）
積立定期貯金	満期自由	計画的にいつでも積み立てできる定期貯金です。預入金額は1,000円以上で1年経過後は、元金の一部（1万円以上）を引き出すことも出来ます。（個人のみ）
譲渡性貯金（NCD）	1週間以上2年以内、満期日は自由	5,000万円以上、1,000万円単位の大口資金の運用に最適で、譲渡することも可能です。
定期積金	6ヶ月～120ヶ月以下	積立開始時の利回りを適用し、1回の積み立て金額は1,000円以上です。
一般財形貯金	積立期間3年以上	給与・ボーナスから天引きで積み立てる貯金です。一口ごとの期日指定定期貯金として預入し、解約の申し入れがない限り最長預入期限に元利合計額で継続預入をいたします。
財形年金貯金	積立期間5年以上	60才以降のライフプランに最適な貯金です。
財形住宅貯金	同上	マイホームを実現するための貯金です。

種 類		融 資 期 間	融 資 金 額	資 金 使 途
事業資金 関係	営農資金	資金用途により各種対応		・農業経営の合理化、その他農業経営に必要な資金
	事業資金			・事業に必要な運転・設備資金
	農業資金			・地域農業及び農村地域発展に資する設備資金又は運転資金
	農地所有者等賃貸住宅建設資金			・資産を有効活用する資金
住宅資金 関係	住宅ローン	一般型 40年以内	10万円～ 10,000万円以内 (1万円単位)	・住宅の新築 ・土地の購入 ・土地付住宅（中古物件を含む）の購入 ・マンション（中古物件を含む）の購入 ・住宅の増改築 ・他金融機関からの借換
		100%応援型40年以内		
借換応援型40年以内				
リフォームローン	一般型 15年以内	10万円～1,000万円以内(1万円単位)	・住宅の関連付帯設備 ・住宅の増改築 ・台所、浴室、トイレの補修・改修等 ・ガレージ、門扉、造園などの工事費	
お使い みちが 決まっ ている 場合	教育ローン	15年以内 (在学期間+9年以内)	10万円～1,000万円 以内(1万円単位)	・入学金、授業料、学費及び家賃等教育に必要な資金
	マイカーローン	10年以内	10万円～1,000万円 以内(1万円単位)	・自動車、バイクの購入及びカー用品の購入 ・簡易な車庫の建設費用（100万円まで） ・点検、車検等の費用
	多目的ローン	10年以内	10万円～500万円 以内(1万円単位)	・暮らしに必要な資金
	がん先進医療ローン	7年以内	10万円～300万円 以内(1万円単位)	・がん先進医療の治療費（技術料）
	営農ローン	1年毎の更新	500万円以内 (10万円単位)	・農業経営の合理化及び農業経営に必要な資金
自由 お使 みち が 場 合	カードローン	1年毎の更新	300万円以内 (10万円単位)	・暮らしの資金（結婚、出産、医療、旅行資金など）

※住宅ローンにつきましては、全国保証付・協同住宅ローン株保証付もお取り扱いしております。

※教育ローンにつきましては、三菱UFJニコス保証付もお取り扱いしております。

※マイカーローンにつきましては、三菱UFJニコス保証付もお取り扱いしております。

※カードローンにつきましては、三菱UFJニコス保証付・ジャックス保証付もお取り扱いしております。

※リフォームローンにつきましては、三菱UFJニコス保証付もお取り扱いしております。

※多目的ローンにつきましては、三菱UFJニコス保証付・オリエントコーポレーション保証付もお取り扱いしております。

各種サービス・手数料

各種サービス

項 目	内 容
J A キャッシュサービス	J A のキャッシュカードがあれば全国の J A ・信連・農林中金・都銀・地銀・第二地銀・信金・信組・労金・ゆうちょ銀行・セブン銀行・ローソン・ファミリーマート・イーネット・LANS の CD (現金自動支払機) ATM (現金自動預入・支払機) で、現金のお引き出し、残高照会がご利用いただけます。また、県内 J A ・信連の ATM では通帳・カードによる現金のお預入れやカードによる平日の為替振込もご利用いただけます。
デビットカードサービス	J A のキャッシュカードで代金のお支払いができる便利なサービスです。サインの記入やつり銭の手間がなく、多額の現金を持ち歩く必要がなく安全です。
給 与 振 込 サ ー ビ ス	給与・ボーナスがお客様のご指定いただいた貯金口座に自動的に振り込まれます。振り込まれた資金はキャッシュカードにより必要な時にお引き出しができます。
各種自動受取サービス	国民年金、厚生年金等の年金、配当金などがお客様の口座に自動的に振り込まれます。その都度お受取りに出かけられる手間も省け、期日忘れのご心配がなくなるほか、貯金口座に振り込まれた日から利息が付きましますので大変お得です。
各種自動支払サービス	電気料、NHK放送受信料、電話料のほか、税金、高校授業料、水道料、介護保険料など、普通貯金(総合口座)から自動的にお支払いいたしますので、払い込みのわずらわしさがなくなります。
ク レ ジ ッ ト カ ー ド (J A カ ー ド)	お買物、ご旅行、お食事など、お客様のサインひとつでご利用いただけます。またお金が必要なときはキャッシングサービスも受けられる便利なカードです。取扱いカードは V I S A となります。ポイントがたまると素敵なプレゼントがもらえるお得なカードです。
総 合 振 込 サ ー ビ ス	お客様の支払いの振込データを自動的にお振込いたします。
Q ネット代金回収サービス	お客様の集金先の金融機関から口座振替により代金を集金代行するサービスです。
ファームバンキングサービス	オフィスにいながら資金移動や取引内容の照会をスピーディーに行えます。
インターネットバンキングサービス (J A ネットバンク)	窓口や ATM に行かなくてもパソコンや携帯電話から、平日、休日を問わず、残高照会や振込などのサービスがお気軽にご利用いただけます。
マルチペイメントネットワークサービス	窓口や ATM に行かなくてもパソコンや携帯電話から、平日、休日を問わず、NHK放送受信料、電話料 (N T T D o C o M o) 、税金などをお支払いいただけます。

各種手数料

(注) 下記手数料は、消費税抜表示となっております。(令和5年7月31日現在)

【内国為替の取扱手数料】

区 分	仕向先	本店あて		系統金融機関あて		系統金融機関以外の金融機関あて	
		3万円未満	3万円以上	3万円未満	3万円以上	3万円未満	3万円以上
振 込 手 数 料	窓口からの電信扱い	1件につき 300円	1件につき 500円	1件につき 400円	1件につき 600円	1件につき 600円	1件につき 800円
	自動化機器からの振込	1件につき 100円	1件につき 100円	1件につき 100円	1件につき 300円	1件につき 300円	1件につき 500円
	ファームバンキング	-	-	1件につき 100円	1件につき 300円	1件につき 400円	1件につき 600円
	インターネットバンキング	-	-	1件につき 100円	1件につき 200円	1件につき 250円	1件につき 400円
	磁気テープ・FD振込手数料	1件につき 100円	1件につき 100円	1件につき 100円	1件につき 300円	1件につき 400円	1件につき 600円
	定例自動送金手数料	-	-	1件につき 300円	1件につき 500円	1件につき 600円	1件につき 800円
送 金 手 数 料		-		1件につき 400円		普通扱い1件につき600円(送金小切手)	
代 金 取 立 手 数 料		普通扱い		1通につき 800円			
		至急扱い		1通につき 1,000円			
そ の 他 の 手 数 料		送金・振込の組戻料		1件につき 800円			
		取立手形組戻料		1通につき 800円			
		取立手形店頭呈示料		1通につき 800円			
		(但し、600円を超える実費を要する場合は、その実費)					
		不渡手形返却料		1通につき 800円			

【その他の諸手数料】

通帳・証書再発行手数料	1枚につき	1,000円
ICキャッシュカード再発行手数料	1枚につき	1,000円
小切手帳発行手数料	1冊につき	3,000円
残高証明書発行手数料	1枚につき	500円
ファームバンキング手数料	基本利用料(月額)	1,000円
インターネットバンキング手数料	基本利用料(月額)	無 料
大 口 両 替 手 数 料	50枚まで	無 料
	51枚以上枚数に応じて	200円～

2. 共済事業

組合員・利用者をはじめ、地域社会に住むみなさまのくらしのパートナーであり続けるために・・・。

JA共済は、「ひと・いえ・くるま」の総合保障を通じて、一人ひとりの人生設計を一生涯サポートします。

	共済の種類	特 徴
ひと保障	終身共済	万一のとき、ご家族のために生活費を残してあげたい方
	養老生命共済	貯蓄しながら万一のときにも備えたい方
	定期生命共済	お手頃な共済掛金で万一のときに備えたい方
	定期生命共済 (通減期間設定)	お手頃な共済掛金でライフステージに応じた万一保障を準備したい方
	引受緩和型終身共済	病歴や健康状態に不安がある方
	生存給付特則付 一時払終身共済	まとまった資金を活用したい方
	引受緩和型医療共済	病歴や健康状態に不安がある方
	医療共済(メディフル)	病気やケガに備える医療保障がほしい方
	がん共済	がんに手厚く備えたい方
	生活障害共済	身体に障害を負って働けなくなったときのリスクに備えたい方
	特定重度疾病共済	身近な生活習慣病のリスクに備えたい方
	認知症共済	一生涯にわたる認知症の不安に備えたい方
	介護共済	一生涯にわたる介護の不安に備えたい方
	一時払介護共済	まとまった資金を活用したい方
予定利率変動型年金共済	老後の生活資金の準備を始めたい方	
こども共済	お子さま・お孫さまの教育資金を準備したい方	
いえ保障	建物更生共済 (建物や家財の保障)	火災や自然災害による建物・家財の損害に備えたい方
くるま保障	自動車共済	自動車事故による賠償やケガ、修理に備えたい方
その他保障	農業者賠償責任共済	農業において発生するさまざまなリスクに備えたい方

3. 経済事業

経済事業は、生産・生活に必要な物資を提供する「購買事業」と農家から消費者へ安心・安全な農産物を販売する「販売事業」があり、みなさまの暮らしのお手伝いをしています。

◇購買事業

肥料、農薬等生産資材や安全で良質な生活用品の供給とコスト低減に努めています。

また、食材宅配並びに米穀小売の供給拡大にも努めています。

◇受託販売事業

佐賀県独自品種のお米「さがびより」を中心に、大麦・大豆の系統利用による有利販売に努めています。

4. 保管事業

米の保管管理の強化と入出庫時の安全性に気を付け荷受作業効率の向上に努めています。



幼稚園児・小学生
による食農体験

5. 指導事業

指導事業は、組合員の営農指導はもとより、生活指導をはじめ顧問税理士による法務・税務など各種の相談業務や土地の有効活用などの資産運用相談、健康管理活動など暮らしの全般にわたってサポートしています。

◇美味しさ求めて

消費者の皆様へより安全・安心で美味しいお米を提供するため、米麦研究会による研修会を実施し栽培技術の研鑽に努めています。

また、地産地消の取り組みで新鮮な食材の宅配事業も実施しています。

◇暮らしの相談

青色申告会を組織し、税務研修の開催や毎年確定申告時期には申告指導を実施しています。

◇健康づくり

組合員の健康管理として、生活習慣病等の早期発見と早期治療により健康維持を図るため、毎年1回健康診断の受診助成と周知を行い、健康づくりの普及に努めています。

◇地域ふれあい活動

「地域の活性化」への貢献として小学生・幼稚園児を対象に、農業への理解と「食」と「農」の大切さを実感してもらう食農体験活動や、助け合い組織「さかえ会」による福祉活動（施設慰問）を実施しています。

6. 宅地等供給事業

組合員及び当JAが所有する資産の有効活用を目的に土地の貸付等の事業を実施しています。

I . 決算の状況

1. 貸借対照表

単位：千円

科 目	令和3年度 (令和4年3月31日)	令和4年度 (令和5年3月31日)	科 目	令和3年度 (令和4年3月31日)	令和4年度 (令和5年3月31日)
1 信用事業資産	41,968,181	44,978,705	1 信用事業負債	42,444,283	45,160,306
(1)現金 金	88,452	81,230	(1)貯 金	42,381,735	45,116,879
(2)預 金	29,088,507	30,739,096	(2)その他の信用事業負債	62,547	43,427
系統預金	29,088,498	30,739,091	未払費用	12,983	18,452
系統外預金	8	5	その他の負債	49,565	24,975
(3)貸 出 金	12,831,934	14,125,213	2 共済事業負債	47,352	54,892
(4)その他の信用事業資産	25,961	34,185	(1)共 済 資 金	21,416	30,750
未 収 収 益	16,893	22,190	(2)未経過共済付加収入	25,935	24,143
そ の 他 の 資 産	9,068	11,994	3 経済事業負債	13,610	17,166
(5)貸倒引当金(控除)	△ 66,672	△ 1,019	(1)経済事業未払金	3,830	6,191
2 共済事業資産	104	152	(2)経済受託債務	9,780	10,975
その他の共済事業資産	104	152	4 設備借入金	111,422	—
3 経済事業資産	21,974	26,197	5 雑 負 債	83,245	29,913
(1)経済事業未収金	7,096	9,567	(1)未払法人税等	63,436	9,362
(2)経済受託債権	9,780	10,975	(2)その他の負債	19,809	20,552
(3)棚卸資産	4,374	4,925	6 諸引当金	40,629	51,459
購 買 品	4,289	4,822	(1)賞与引当金	9,504	9,401
その他の棚卸資産	85	103	(2)退職給付引当金	5,524	9,511
(4)その他の経済事業資産	730	730	(3)役員退職慰労引当金	25,601	32,547
(5)貸倒引当金(控除)	△ 6	△ 0	7再評価に係る繰延税金負債	41,924	41,924
4 雑 資 産	601,149	69,118	負債の部合計	42,782,464	45,355,660
5 固定資産	938,937	1,170,667	1 組合員資本	1,418,138	1,550,108
(1)有形固定資産	937,552	1,169,391	(1)出 資 金	425,324	513,038
建 物	316,084	316,084	(2)資本準備金	322	322
構 築 物	6,098	7,424	(3)利益剰余金	993,295	1,040,529
機 械 装 置	7,062	7,062	利益準備金	310,865	310,865
土 地	762,729	1,006,655	その他利益剰余金	682,430	729,664
その他の有形固定資産	68,708	68,713	特別積立金	453,852	473,852
減価償却累計額	△ 223,128	△ 236,547	当期末処分剰余金	228,578	255,812
(2)無形固定資産	1,384	1,276	(うち当期剰余金)	(△ 92,887)	(51,386)
その他の無形固定資産	1,384	1,276	(4)処分未済持分	△ 803	△ 3,781
6 外部出資	763,345	763,345	2 評価・換算差額等	109,974	109,974
外部出資	763,345	763,345	土地再評価差額金	109,974	109,974
系統出資	632,545	632,545	純資産の部合計	1,528,111	1,660,082
系統外出資	75,800	75,800			
子会社等出資	55,000	55,000			
7 繰延税金資産	16,885	7,558			
資産の部合計	44,310,576	47,015,741	負債及び純資産の部合計	44,310,576	47,015,741

2. 損益計算書

単位：千円

科 目	令和3年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)		令和4年度 (自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)		科 目	令和3年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)		令和4年度 (自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)	
1 事業総利益	331,090	364,501	(9) 保管事業収益	1,424	1,257	(10) 保管事業費用	763	804	
事業収益	462,784	472,790	(うち貸倒引当金戻入益)	(△0)	(△0)	保管事業総利益	662	454	
事業費用	131,694	108,289	(11) 宅地等供給事業収益	66,582	40,241	(12) 宅地等供給事業費用	8,779	4,151	
(1) 信用事業収益	288,236	334,749	宅地等供給事業総利益	57,803	36,090	(13) その他事業収益	2,836	2,836	
資金運用収益	256,546	286,677	(14) その他事業費用	149	61	その他事業総利益	2,688	2,776	
(うち預金利息)	(113,755)	(139,384)	(15) 指導事業収入	940	1,049	(16) 指導事業支出	3,232	4,037	
(うち貸出金利息)	(142,791)	(147,293)	(うち貸倒引当金戻入益)	(△29)	(△5)	指導事業収支差額	△2,291	△2,988	
(うちその他受入利息)	(-)	(0)	2 事業管理費	312,156	302,716	(1) 人件費	206,272	210,578	
役務取引等収益	8,880	10,373	(2) 業務費	41,224	41,217	(3) 諸税負担金	17,247	18,245	
その他信用経常収益	22,809	37,698	(3) 諸税負担金	17,247	18,245	(4) 施設費	45,301	30,377	
(2) 信用事業費用	91,570	72,026	(4) 施設費	45,301	30,377	(5) その他事業管理費	2,111	2,299	
資金調達費用	23,096	33,147	(5) その他事業管理費	2,111	2,299	事業利益	18,933	61,785	
(うち貯金利息)	(22,776)	(31,899)	3 事業外収益	13,400	16,140	(1) 受取出資配当金	8,156	10,441	
(うち給付補填備金繰入)	(80)	(47)	(1) 受取出資配当金	8,156	10,441	(2) 賃貸料	2,400	3,125	
(うち借入金利息)	(92)	(548)	(2) 賃貸料	2,400	3,125	(3) 雑収入	2,844	2,575	
(うちその他支払利息)	(148)	(654)	(3) 雑収入	2,844	2,575	4 事業外費用	3,144	5,525	
役務取引等費用	7,748	7,819	(4) 施設費	45,301	30,377	(1) 寄付金	53	58	
その他信用経常費用	60,725	31,059	(5) その他事業管理費	2,111	2,299	(2) 雑損失	3,091	5,467	
(うち貸倒引当金繰入額)	(19,070)	(-)	事業利益	18,933	61,785	経常利益	29,189	72,400	
(うち貸倒引当金戻入益)	(-)	(△15,912)	3 事業外収益	13,400	16,140	5 特別利益	154,073	-	
信用事業総利益	196,666	262,723	(1) 受取出資配当金	8,156	10,441	(1) 固定資産処分益	154,073	-	
(3) 共済事業収益	77,510	62,490	(2) 賃貸料	2,400	3,125	6 特別損失	314,462	-	
共済付加収入	69,989	58,949	(3) 雑収入	2,844	2,575	(1) 固定資産処分損	0	-	
その他の収益	7,521	3,541	(4) 施設費	45,301	30,377	(2) 固定資産圧縮損	314,462	-	
(4) 共済事業費用	6,948	4,849	(5) その他事業管理費	2,111	2,299	税引前当期利益	△131,201	72,400	
共済推進費	3,887	1,705	事業利益	18,933	61,785	法人税、住民税及び事業税	65,101	11,687	
その他の費用	3,062	3,143	3 事業外収益	13,400	16,140	法人税等調整額	△103,414	9,327	
共済事業総利益	70,562	57,641	(1) 受取出資配当金	8,156	10,441	法人税等合計	△38,313	21,014	
(5) 購買事業収益	26,661	32,334	(2) 賃貸料	2,400	3,125	当期剰余金	△92,887	51,386	
購買品供給高	25,411	31,394	(3) 雑収入	2,844	2,575	当期首繰越剰余金	360,105	204,426	
購買手数料	398	496	(4) 施設費	45,301	30,377	過去の誤謬の訂正に伴う累積的影響額	△300,880	-	
その他の収益	852	444	(5) その他事業管理費	2,111	2,299	遡及処理後当期首繰越剰余金	59,225	-	
(6) 購買事業費用	22,570	26,101	事業利益	18,933	61,785	土地再評価差額金取崩額	262,240	-	
購買品供給原価	21,507	26,090	3 事業外収益	13,400	16,140	当期末処分剰余金	228,578	255,812	
その他の費用	1,063	11	(1) 受取出資配当金	8,156	10,441				
(うち貸倒引当金繰入額)	(-)	(0)	(2) 賃貸料	2,400	3,125				
(うち貸倒引当金戻入益)	(△0)	(-)	(3) 雑収入	2,844	2,575				
購買事業総利益	4,091	6,233	(4) 施設費	45,301	30,377				
(7) 販売事業収益	1,471	1,706	(5) その他事業管理費	2,111	2,299				
販売手数料	1,398	1,649	事業利益	18,933	61,785				
その他の収益	73	57	3 事業外収益	13,400	16,140				
(8) 販売事業費用	561	133	(1) 受取出資配当金	8,156	10,441				
その他の費用	561	133	(2) 賃貸料	2,400	3,125				
(うち貸倒引当金繰入額)	(0)	(0)	(3) 雑収入	2,844	2,575				
販売事業総利益	910	1,573	(4) 施設費	45,301	30,377				

(注) 農業協同組合法施行規則の改正に伴い、当年度については、各事業の収益及び費用を合算し、事業相互間の内部損益を除いた「事業収益」、「事業費用」を表示しています。

3. 注記表

令和3年度

第1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準及び評価方法
 - (1) 子会社株式：移動平均法による原価法
 - (2) その他有価証券
市場価格のない株式等：移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

購買品

- ① 数量管理品：米(販売用)・農薬・その他の生産資材
……総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切り下げの方法)

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用している。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用している。

なお、主な耐用年数は以下のとおり。

建 物 10年～39年
工具・器具備品 10年～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用している。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている資産査定要領、経理規程及び資産の引当・償却基準に則り、次のとおり計上している。

- ① 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上している。
- ② 現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(破綻懸念先)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上している。
なお、破綻懸念先に対する債権のうち、債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を計上している。
- ③ 上記以外の債権については、予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に、将来の損失発生見込みに係る必要な修正を加えた予想損失率に基づき算定した額を計上している。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、総務管理部企画管理課及び金融共済部融資課が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査室が査定結果を監査している。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上している。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき

令和4年度

第1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準及び評価方法
 - (1) 子会社株式：移動平均法による原価法
 - (2) その他有価証券
市場価格のない株式等：移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

購買品

- ① 数量管理品：米(販売用)・農薬・その他の生産資材
……総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切り下げの方法)

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用している。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用している。

なお、主な耐用年数は以下のとおり。

建 物 10年～39年
工具・器具備品 10年～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用している。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている資産査定要領、経理規程及び資産の引当・償却基準に則り、次のとおり計上している。

- ① 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上している。
- ② 現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(破綻懸念先)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上している。
- ③ 上記以外の債権については、予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に、将来の損失発生見込みに係る必要な修正を加えた予想損失率に基づき算定した額を計上している。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、総務管理部企画管理課及び金融共済部融資課が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査室が査定結果を監査している。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上している。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき

計上している。

なお、当組合は職員数300人未満の小規模企業等に該当するため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用している。

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上している。

5. 収益及び費用の計上基準

当組合は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日)を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識している。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は、以下のとおりである。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っている。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識している。

② 販売事業

組合員が生産した農産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っている。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識している。

③ 保管事業

組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っている。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識している。

④ 宅地等供給事業・資産管理事業

組合員の土地等の有効活用及び資産価値の向上に資するための事業であり、当組合は賃貸借契約に基づき、該当資産を賃貸する義務を負っている。この利用者等に対する履行義務は、契約に基づく期間に応じて充足されることから、当事業年度に対応する賃料収入を収益として認識している。

⑤ 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っている。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識している。

6. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用している。固定資産に係る控除対象外消費税等は、1物件あたりの当該消費税額等が20万円以上の場合は繰延消費税に計上し5年間で均等償却しており、20万円未満の場合は当年度の費用に計上している。

7. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を四捨五入して表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示している。

8. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

計上している。

なお、当組合は職員数300人未満の小規模企業等に該当するため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用している。

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上している。

5. 収益及び費用の計上基準

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は、以下のとおりである。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っている。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識している。

② 販売事業

組合員が生産した農産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っている。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識している。

③ 保管事業

組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っている。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識している。

④ 宅地等供給事業・資産管理事業

賃貸借契約に基づき、当事業年度の期間に対応する賃料を収益として認識している。

⑤ 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っている。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識している。

6. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用している。固定資産に係る控除対象外消費税等は、1物件あたりの当該消費税額等が20万円以上の場合は繰延消費税に計上し5年間で均等償却しており、20万円未満の場合は当年度の費用に計上している。

7. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を四捨五入して表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示している。

8. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

(1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について
当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていない。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示している。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した額を記載している。

(2) 米の共同計算

当組合は、生産者が生産した米を無条件の委託販売により販売し、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っている。

そのため、最終精算までは、販売代金を貸借対照表の経済受託債務に、概算金及び仮渡金の支払額や販売経費を貸借対照表の経済受託債権に計上している。

年産・品目ごとに共同計算にかかる収入(販売代金等)と支出(概算金、仮渡金、倉庫保管料、運搬費等)及び当組合が受け取る販売手数料を計算し、当組合が受け取る販売手数料を控除した残額を精算金として生産者に払った時点で、経済受託債権と経済受託債務を相殺する会計処理を行っている。

(3) 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示している。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示している。

第2. 会計方針の変更に関する注記

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

当組合は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしている。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりである。

(1) 代理人取引に係る収益認識

財又はサービスを利用者等に移転する前に支配していない場合、すなわち、利用者等に代わって調達の手配を代理人として行う取引については、従来は、利用者等から受け取る対価の総額を収益として認識していたが、利用者等から受け取る額から受入先(仕入先)に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更している。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用している。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約については、新たな会計方針を遡及適用していない。

この結果、当事業年度の事業収益(購買事業収益)が8,727千円、事業費用(購買事業費用)が同額8,727千円減少してい

(1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について
当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていない。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示している。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した額を記載している。

(2) 米の共同計算

当組合は、生産者が生産した米を無条件の委託販売により販売し、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っている。

そのため、最終精算までは、販売代金を貸借対照表の経済受託債務に、概算金及び仮渡金の支払額や販売経費を貸借対照表の経済受託債権に計上している。

年産・品目ごとに共同計算にかかる収入(販売代金等)と支出(概算金、仮渡金、倉庫保管料、運搬費等)及び当組合が受け取る販売手数料を計算し、当組合が受け取る販売手数料を控除した残額を精算金として生産者に払った時点で、経済受託債権と経済受託債務を相殺する会計処理を行っている。

(3) 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示している。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示している。

第2. 会計上の見積りに関する注記

1. 繰延税金資産の回収可能性

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 7,558千円(繰延税金負債との相殺前)
- (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っている。次年度以降の課税所得の見積りについては、令和5年3月に作成した将来業績予測表を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っている。しかし、これらの見積りは、将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受ける。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性がある。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性がある。

2. 固定資産の減損

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 なし
- (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施している。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位と

る。これによる事業利益、経常利益及び税引前当期損失額への影響はない。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用による会計方針の変更

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとした。これによる当事業年度の計算書類への影響はない。

第3. 会計上の見積りに関する注記

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 16,885千円(繰延税金負債との相殺前)

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っている。

次年度以降の課税所得の見積りについては、令和4年3月に作成した将来業績予測表を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っている。

しかし、これらの見積りは、将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受ける。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性がある。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性がある。

2. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 なし

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施している。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としている。

固定資産の減損損失の認識、測定においては、一定の仮定を設定して算出している。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性がある。

3. 貸倒引当金

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

貸倒引当金 66,678千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

① 算定方法

「第1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「4. 引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載している。

② 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」である。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個

している。

固定資産の減損損失の認識、測定においては、一定の仮定を設定して算出している。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性がある。

3. 貸倒引当金

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 1,020千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

① 算定方法

「第1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「4. 引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載している。

② 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」である。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定している。

③ 翌事業年度に係る計算書類に与える影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性がある。

別に評価し、設定している。

③ 翌事業年度に係る計算書類に与える影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性がある。

第4. 誤謬の訂正に関する注記

平成25年度決算における減損損失計上時に、再評価に係る繰延税金負債83,043千円及び土地再評価差額金217,838千円を過大に取り崩していた。

当該誤謬の訂正を行った結果、当事業年度期首における純資産額は83,043千円減少している。

第5. 貸借対照表に関する注記

1. 固定資産の圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は363,535千円であり、その内訳は次のとおりである。

建物	277,086千円
建物附属設備	83,544千円
構築物	2,905千円

2. 担保に供している資産

以下の資産は、為替決済保証金の担保に供している。

定期預金	1,200,000千円
------	-------------

3. 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務の総額

子会社等に対する金銭債権の総額	232,105千円
子会社等に対する金銭債務の総額	17,455千円

4. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務の総額

理事、監事に対する金銭債権の総額	215,365千円
理事、監事に対する金銭債務の総額	開示すべき債務はなし

5. 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額並びにその合計額

(単位：千円)

区 分	金 額
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	—
危険債権額	340,224
3月以上延滞債権額	—
貸出条件緩和債権額	80,648
合計額	420,872

(注) 上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額である。

- (1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権である。
- (2) 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)である。
- (3) 3月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものである。
- (4) 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険

第3. 貸借対照表に関する注記

1. 固定資産の圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は363,535千円であり、その内訳は次のとおりである。

建物	277,086千円
建物附属設備	83,544千円
構築物	2,905千円

2. 担保に供している資産

以下の資産は、為替決済保証金の担保に供している。

定期預金	1,200,000千円
------	-------------

3. 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務の総額

子会社等に対する金銭債権の総額	18,899千円
子会社等に対する金銭債務の総額	32,087千円

4. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務の総額

理事、監事に対する金銭債権の総額	197,441千円
理事、監事に対する金銭債務の総額	開示すべき債務はなし

5. 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額並びにその合計額

(単位：千円)

区 分	金 額
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	—
危険債権額	176,751
3月以上延滞債権額	—
貸出条件緩和債権額	77,565
合計額	254,315

(注) 上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額である。

- (1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権である。
- (2) 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)である。
- (3) 3月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものである。
- (4) 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険

債権及び三月以上延滞債権に該当しないものである。

6. 土地の再評価に関する法律に基づく再評価を行った場合の同法第3条第3項に規定する再評価の方法及び同法第10条に規定する差額

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成11年3月31日公布法律第24号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上している。

- (1)再評価を行った年月日 平成11年3月31日
(2)同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める、当該事業用土地について地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額(路線価)に合理的な調整を行って算出した。

第6. 損益計算書に関する注記

1. 子会社等との取引高の総額

(1) 子会社等との取引による収益総額	4,797千円
うち事業取引高	3,597千円
うち事業取引以外の取引高	1,200千円
(2) 子会社等との取引による費用総額	7,721千円
うち事業取引高	0千円
うち事業取引以外の取引高	7,721千円

第7. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を佐賀県信用農業協同組合連合会へ預けて運用を行っている。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクにさらされている。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、経営戦略の『意思決定(理事会)』、『執行(金融共済部)』、『結果の監視(総務管理部)』の各機能を組織的に分離・独立させ、相互に牽制しあう体制を構築しており、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定している。また、通常の貸出取引については、2次審査部署を設置し、与信審査を行っている。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っている。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っている。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組むとともに、毎月、債

債権及び三月以上延滞債権に該当しないものである。

6. 土地の再評価に関する法律に基づく再評価を行った場合の同法第3条第3項に規定する再評価の方法及び同法第10条に規定する差額

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成11年3月31日公布法律第24号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上している。

- (1)再評価を行った年月日 平成11年3月31日
(2)再評価を行った土地の期末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額 15,114千円

(2)同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める、当該事業用土地について地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額(路線価)に合理的な調整を行って算出した。

第4. 損益計算書に関する注記

1. 子会社等との取引高の総額

(1) 子会社等との取引による収益総額	1,547千円
うち事業取引高	347千円
うち事業取引以外の取引高	1,200千円
(2) 子会社等との取引による費用総額	170,598千円
うち事業取引高	0千円
うち事業取引以外の取引高	170,598千円

第5. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を佐賀県信用農業協同組合連合会へ預けて運用を行っている。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクにさらされている。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、経営戦略の『意思決定(理事会)』、『執行(金融共済部)』、『結果の監視(総務管理部)』の各機能を組織的に分離・独立させ、相互に牽制しあう体制を構築しており、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定している。また、通常の貸出取引については、2次審査部署を設置し、与信審査を行っている。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っている。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っている。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組むとともに、毎月、債

債権管理委員会を理事会と同時に開催している。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の引当・償却基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めている。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っている。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めている。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品である。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、貯金及び借入金である。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用している。金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.07%上昇したものと想定した場合には、経済価値が19,963千円減少するものと把握している。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していない。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性がある。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算している。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めている。

また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っている。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれている。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもある。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりである。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず(3)に記載している。また、借入金は令和4年4月に全額繰上償還の予定であり、経済事業未収金および経済事業未払金は主に短期間で決済されるため、これらは時価が帳簿価額に近

債権管理委員会を理事会と同時に開催している。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の引当・償却基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めている。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っている。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めている。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品である。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、貯金及び借入金である。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用している。金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.29%上昇したものと想定した場合には、経済価値が77,026千円減少するものと把握している。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していない。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性がある。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算している。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めている。

また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っている。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれている。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもある。

なお、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日)を当事業年度から適用している。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりである。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず(3)に記載している。また、経済事業未収金および経済事業未払金は主に短期間で決済されるため、これらは時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略している。

似することから、注記を省略している。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	29,088,507	29,088,809	302
貸出金	12,831,934		
貸倒引当金(*1)	△66,672		
貸倒引当金控除後	12,765,261	13,158,790	393,528
資産計	41,853,768	42,247,599	393,830
貯金	42,381,735	42,401,638	19,903
負債計	42,381,735	42,401,638	19,903

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除している。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価と帳簿価額が近似していることから、当該帳簿価額によっている。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap。以下「OIS」という。)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定している。

② 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっている。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定している。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定している。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としている。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしている。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定している。

(3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていない。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資(*1)	763,345
合計	763,345

(*1) 外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」第5項に基づき、時価開示の対象とはしていない。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	30,739,096	30,734,889	△4,208
貸出金	14,125,213		
貸倒引当金(*1)	△1,019		
貸倒引当金控除後	14,124,193	14,428,812	304,619
資産計	44,863,290	45,163,701	300,411
貯金	45,116,879	45,126,339	9,461
負債計	45,116,879	45,126,339	9,461

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除している。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価と帳簿価額が近似していることから、当該帳簿価額によっている。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap。以下「OIS」という。)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定している。

② 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっている。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定している。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしている。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定している。

(3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていない。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	763,345
合計	763,345

(4) 金銭債権の決算日後の償還予定額 (単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	29,088,507	-	-	-	-	-
貸出金(*1,2,3)	1,010,920	837,750	745,604	707,449	670,192	8,572,810
経済事業未収金	7,096	-	-	-	-	-
合計	30,106,523	837,750	745,604	707,449	670,192	8,572,810

(*1) 貸出金のうち、当座貸越60,397千円については「1年以内」に含めている。

(*2) 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権及び期限の利益を喪失した債権等282,909千円は償還の予定が見込まれないため、含めていない。

(*3) 貸出金の分割実行案件のうち、貸出決定金額の一部実行案件4,300千円は償還日が特定できないため、含めていない。

(5) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額 (単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	39,012,666	795,297	1,487,526	383,878	699,134	3,235
借入金(*2)	111,422	-	-	-	-	-
合計	39,124,088	795,297	1,487,526	383,878	699,134	3,235

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めている。

(*2) 借入金は設備借入金111,422千円である。当該借入金は、令和4年4月に全額繰上返済の予定である。

第8. 有価証券に関する注記

1. 当事業年度中に減損処理を行った有価証券

当事業年度中において、減損処理を行った有価証券はない。

第9. 退職給付に関する注記

1. 退職給付に係る注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に備えるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しており、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付型年金制度を採用している。

なお、退職給付債務・退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用している。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表 (単位：千円)

項目	金額
期首における退職給付引当金	10,864
退職給付費用	11,241
退職給付の支払額	△12,550
確定給付型年金制度への拠出金	△4,032
期末における退職給付引当金	5,524

(3) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表 (単位：千円)

項目	金額
退職給付債務	111,451
確定給付型年金制度	△105,927
退職給付引当金	5,524

(4) 金銭債権の決算日後の償還予定額 (単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	30,739,096	-	-	-	-	-
貸出金(*1)	1,047,572	817,370	809,155	771,023	706,313	9,973,780
経済事業未収金	9,567	-	-	-	-	-
合計	31,796,235	817,370	809,155	771,023	706,313	9,973,780

(*1) 貸出金のうち、当座貸越60,680千円については「1年以内」に含めている。

(5) その他の有利子負債の決算日後の返済予定額 (単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	41,836,550	1,444,506	519,351	674,268	637,713	4,490
合計	41,836,550	1,444,506	519,351	674,268	637,713	4,490

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めている。

第6. 有価証券に関する注記

1. 当事業年度中に減損処理を行った有価証券

当事業年度中において、減損処理を行った有価証券はない。

第7. 退職給付に関する注記

1. 退職給付に係る注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に備えるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しており、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付型年金制度を採用している。

なお、退職給付債務・退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用している。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表 (単位：千円)

項目	金額
期首における退職給付引当金	5,524
退職給付費用	7,731
退職給付の支払額	-
確定給付型年金制度への拠出金	△3,744
期末における退職給付引当金	9,511

(3) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表 (単位：千円)

項目	金額
退職給付債務	120,151
確定給付型年金制度	110,640
退職給付引当金	9,511

(4) 退職給付に関する損益 (単位：千円)

項目	金額
簡便法で計算した退職給付費用	11,241

2. 特例業務負担金の将来見込額

人件費(うち法定福利費)には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金2,585千円を含めて計上している。

なお、同組合より示された令和4年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、25,998千円となっている。

第10. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳 (単位：千円)

項目	金額
繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	7,403
退職給付引当金超過額	1,525
役員退職慰労引当金超過額	7,066
未収貸付金利息否認額	14
債権の直接償却有税分	1,283
賞与引当金超過額	2,623
未払事業税	4,004
減価償却費償却超過額	1,826
その他	30
繰延税金資産小計	25,774
評価性引当額	△8,889
繰延税金資産合計(A)	16,885
繰延税金負債	
繰延税金負債合計(B)	—
繰延税金資産の純額(A)+(B)	16,885

第11. 収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

「第1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 5. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略している。

第12. その他の注記

当座貸越契約及び貸出金に係る融資未実行残高について

当座貸越契約、総合口座貸越契約、カードローン契約及び貸出金は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約である。これらの契約に係る融資未実行残高は201,640千円である。

(4) 退職給付に関する損益 (単位：千円)

項目	金額
簡便法で計算した退職給付費用	7,731

2. 特例業務負担金の将来見込額

人件費(うち法定福利費)には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金2,624千円を含めて計上している。

なお、同組合より示された令和5年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、22,890千円となっている。

第8. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳 (単位：千円)

項目	金額
繰延税金資産	
退職給付引当金超過額	2,625
役員退職慰労引当金超過額	8,983
未収貸付金利息否認額	17
債権の直接償却有税分	1,283
賞与引当金超過額	2,595
未払事業税	696
減価償却費償却超過額	2,247
その他	36
繰延税金資産小計	18,482
評価性引当額	△10,924
繰延税金資産合計(A)	7,558
繰延税金負債	
繰延税金負債合計(B)	—
繰延税金資産の純額(A)+(B)	7,558

2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因 (単位：%)

法定実効税率	27.6
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.0
事業分量配当金	△0.8
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△2.5
住民税均等割等	0.5
評価性引当額の増減	2.6
その他	△0.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.0

第9. 収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

「第1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 5. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略している。

第10. その他の注記

当座貸越契約及び貸出金に係る融資未実行残高について

当座貸越契約、総合口座貸越契約、カードローン契約及び貸出金は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約である。これらの契約に係る融資未実行残高は173,505千円である。

4. 剰余金処分計算書

(単位：千円)

科 目	令和3年度	令和4年度
1 当期末処分剰余金	228,578	255,812
2 剰余金処分額	24,152	87,045
(1) 利益準備金	—	10,500
(2) 任意積立金	20,000	70,000
特別積立金	20,000	—
営農支援対策積立金	—	20,000
経営基盤強化積立金	—	50,000
(3) 出資配当金	4,152	4,526
普通出資に対する配当金	4,152	4,526
(4) 事業分量配当金	—	2,019
3 次期繰越剰余金	204,426	168,767

(注) 1. 普通出資に対する配当金の割合は次のとおりです。

令和3年度 1.0 %
令和4年度 1.0 %

2. 事業分量配当金の基準は、次のとおりです。

令和3年度 なし
令和4年度 イ. 令和4年度中に出荷された米30kgについて 125円
ロ. 令和4年度中に出荷された麦25kgについて 25円
ハ. 令和4年度中の購買品供給高に対して { 一般資材 6 %
農機具 2 %

3. 任意積立金における目的積立金の種類および積立目的、積立目標額、取崩基準等は以下のとおりです。

令和3年度 なし
令和4年度

種 類	営農支援対策積立金
積立目的	自然災害や経済状況の激変等により生じた組合員の農業経営に係る被害・損失等に対する支援並びに農業者支援事業の財源確保を目的とする。
積立目標額	3,000万円
積立基準	毎期の剰余金処分により積み立てる。
取崩基準	積立目的の事由が発生したときに、理事会の決議により必要額を取り崩す。

種 類	経営基盤強化積立金
積立目的	社会・経済情勢の激変や会計基準の変更、固定資産の取得・処分・減損処理、有価証券の運用損失、情報システム開発等により生じた臨時的な支出に対応するための財源確保を目的とする。
積立目標額	1億円
積立基準	毎期の剰余金処分により積み立てる。
取崩基準	積立目的の事由が発生したときに、理事会の決議により必要額を取り崩す。

4. 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善事業の費用に充てるための繰越金が含まれています。

令和3年度 なし
令和4年度 3,000千円

5. 部門別損益計算書

(令和3年度)

(単位：千円)

区 分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益①	474,387	288,236	77,510	21,327	86,414	900	
事業費用②	143,298	91,570	6,948	17,754	24,653	2,372	
事業総利益(①-②)③	331,089	196,666	70,562	3,573	61,761	△ 1,472	
事業管理費④	312,156	156,141	59,939	14,134	68,936	13,007	
(うち減価償却費⑤)	15,698	7,417	1,592	1,562	3,783	1,344	
(うち人件費⑤)	206,272	98,426	44,026	7,880	48,439	7,502	
*うち共通管理費⑥		71,919	30,947	5,666	30,511	5,230	△ 144,274
(うち減価償却費⑦)		3,700	1,592	291	1,569	269	△ 7,421
(うち人件費⑦)		36,378	15,654	2,866	15,433	2,646	△ 72,977
事業利益(③-④)⑧	18,933	40,525	10,623	△ 10,561	△ 7,175	△ 14,479	
事業外収益⑨	13,400	6,703	2,863	525	2,824	485	
*うち共通分⑩		6,653	2,863	525	2,823	484	△ 13,347
事業外費用⑪	3,144	1,558	668	137	665	116	
*うち共通分⑫		1,553	668	122	659	113	△ 3,115
経常利益(⑧+⑨-⑪)⑬	29,189	45,670	12,818	△ 10,173	△ 5,016	△ 14,110	
特別利益⑭	154,073	76,804	33,049	6,051	32,583	5,586	
*うち共通分⑮		76,804	33,049	6,051	32,583	5,586	△ 154,073
特別損失⑯	314,462	158,223	66,825	12,236	65,884	11,294	
*うち共通分⑰		155,298	66,825	12,236	65,884	11,294	311,537
税引前当期利益(⑬+⑭-⑯)⑱	△ 131,201	△ 35,749	△ 20,958	△ 16,358	△ 38,317	△ 19,818	
営農指導事業分配賦額⑲		8,337	4,580	2,584	4,317	△ 19,818	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益(⑱-⑲)⑳	△ 131,201	△ 44,086	△ 25,538	△ 18,942	△ 42,634		

※ ⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分

【注記】

1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等

「勘定科目の性質等に基づき、人頭割、貯金残高割等の配賦基準を用いている。」

(2) 営農指導事業

「均等割+事業総利益割の平均値」

2. 配賦割合 (1の配賦基準で算出した配賦の割合)

(単位：%)

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	49.9	21.5	3.9	21.1	3.6	100.0
営農指導事業	42.1	23.1	13.0	21.8	—	100.0

上記部門別損益計算書の事業収益、事業費用の「計」欄は、各事業の収益、費用の単純合計値を記載している。一方、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益(事業収益2,877千円、事業費用2,877千円)を除去した額を記載している。

また、収益認識会計基準の適用に伴い、損益計算書の事業収益・事業費用は代理人取引について手数料のみを記載しているが、部門別損益計算書は本人取引・代理人取引の総額を記載している。

よって両者は一致していない。

(令和4年度)

(単位：千円)

区 分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益①	476,662	334,749	62,490	16,109	62,313	1,000	
事業費用②	112,160	72,026	4,849	10,399	22,038	2,849	
事業総利益(①-②)③	364,501	262,723	57,641	5,710	40,275	△ 1,849	
事業管理費④	302,716	158,505	65,106	12,416	55,430	11,258	
(うち減価償却費⑤)	13,528	6,130	1,584	1,387	3,236	1,191	
(うち人件費⑤)	210,578	106,929	50,732	7,499	38,627	6,791	
*うち共通管理費⑥		63,711	29,957	4,219	24,050	3,797	△ 125,735
(うち減価償却費⑦)		3,368	1,584	223	1,271	201	△ 6,647
(うち人件費⑦)		34,065	16,018	2,256	12,859	2,030	△ 67,228
事業利益(③-④)⑧	61,785	104,218	△ 7,465	△ 6,706	△ 15,155	△ 13,107	
事業外収益⑨	16,140	8,203	3,833	540	3,078	486	
*うち共通分⑩		8,152	3,833	540	3,077	486	△ 16,087
事業外費用⑪	5,525	2,757	1,296	251	1,043	178	
*うち共通分⑫		2,757	1,296	183	1,041	164	△ 5,441
経常利益(⑧+⑨-⑪)⑬	72,400	109,664	△ 4,928	△ 6,417	△ 13,120	△ 12,799	
特別利益⑭	-	-	-	-	-	-	
*うち共通分⑮		-	-	-	-	-	-
特別損失⑯	-	-	-	-	-	-	
*うち共通分⑰		-	-	-	-	-	-
税引前当期利益(⑬+⑭-⑯)⑱	72,400	109,664	△ 4,928	△ 6,417	△ 13,120	△ 12,799	
営農指導事業分配賦額⑲		6,189	2,607	1,700	2,303	△ 12,799	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益(⑱-⑲)⑳	72,400	103,475	△ 7,535	△ 8,117	△ 15,423		

※ ⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分

【注記】

1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等

「勘定科目の性質等に基づき、人頭割等の配賦基準を用いている。」

(2) 営農指導事業

「均等割+事業総利益割の平均値」

2. 配賦割合 (1の配賦基準で算出した配賦の割合)

(単位：%)

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	50.7	23.8	3.4	19.1	3.0	100.0
営農指導事業	48.3	20.4	13.3	18.0	-	100.0

上記部門別損益計算書の事業収益、事業費用の「計」欄は、各事業の収益、費用の単純合計値を記載している。一方、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益(事業収益3,872千円、事業費用3,872千円)を除去した額を記載している。

6. 財務諸表の正確性等にかかる確認

確 認 書

- 1 私は、当JAの令和4年4月1日から令和5年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、適正に表示されていることを確認いたしました。
- 2 当該確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しました。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和5年7月26日

佐賀市中央農業協同組合
代表理事組合長 飯盛 啓次

7. 会計監査人の監査

2022年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査人の監査を受けております。

Ⅱ．損益の状況

1. 直近の5事業年度における主要な経営指標

(単位：百万円、口、人、%)

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
経常収益	538	493	472	474	476
信用事業収益	327	291	279	288	335
共済事業収益	84	79	76	78	62
農業関連事業収益	24	24	25	21	16
生活その他事業収益	102	98	91	86	62
営農指導事業収益	1	1	1	1	1
経常利益	95	42	29	29	72
当期剰余金	55	38	88	△93	51
出資金	357	383	394	425	513
(出資口数)	(357,400)	(382,528)	(393,966)	(425,324)	(513,038)
純資産額	1,527	1,583	1,678	1,528	1,660
総資産額	38,771	36,683	41,672	44,311	47,016
貯金等残高	36,737	34,687	39,592	42,382	45,117
貸出金残高	11,267	11,214	11,958	12,832	14,125
剰余金配当金額	5	6	6	4	7
出資配当の額	3	4	4	4	5
事業利用分量配当の額	2	2	2	—	2
職員数	37	37	32	34	36
単体自己資本比率	9.98	10.49	10.80	10.14	10.57

(注)

1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。
2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
3. 信託業務の取り扱いはありません。
4. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

2. 利益総括表

(単位：百万円、%)

項目	令和3年度	令和4年度	増減
資金運用収支	233	254	21
役務取引等収支	1	3	2
その他信用事業収支	△38	7	45
信用事業粗利益	235	256	21
(信用事業粗利益率)	(0.57)	(0.51)	(△0.06)
事業粗利益	364	364	0
(事業粗利益率)	(0.85)	(0.70)	(△0.15)
事業純益	61	55	△6
実質事業純益	61	55	△6
コア事業純益	61	55	△6
コア事業純益 (投資信託解約損益を除く)	61	55	△6

3. 資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

項目	令和3年度			令和4年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	41,145	257	0.62	49,862	286	0.57
うち預金	28,851	114	0.40	36,554	139	0.38
うち貸出金	12,294	143	1.16	13,308	147	1.10
資金調達勘定	41,667	23	0.06	50,179	33	0.07
うち貯金・定期積金	41,656	23	0.06	50,116	32	0.06
うち借入金	11	0	0.92	63	1	0.92
総資金利ざや			0.37			0.32

4. 受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

項目	令和3年度 増減額	令和4年度 増減額
受取利息	10	30
うち預金	6	26
うち貸出金	4	5
支払利息	1	10
うち貯金・定期積金	1	9
うち借入金	0	0
差引	9	21

- (注) 1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価率(資金調達利回り＋経費率)
2. 資金運用勘定の利息欄の預金には、信連からの貯蓄増強奨励金が含まれています。

- (注) 1. 増減額は前年度対比です。
2. 受取利息の預金には、信連からの貯蓄増強奨励金が含まれています。

Ⅲ．事業の概況

1 信用事業

(1)貯金に関する指標

①科目別貯金平均残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
流動性貯金	10,308(24.7)	10,732(21.4)	423
定期性貯金	31,305(75.1)	39,337(78.5)	8,031
その他貯金	32(0.0)	38(0.0)	5
計	41,646(100.0)	50,108(100.0)	8,461
合計	41,646(100.0)	50,108(100.0)	8,461

注1：流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金＋別段貯金

注2：定期性貯金＝定期貯金＋定期積金

注3：()内は構成比です。

②定期貯金残高

(単位：百万円、%)

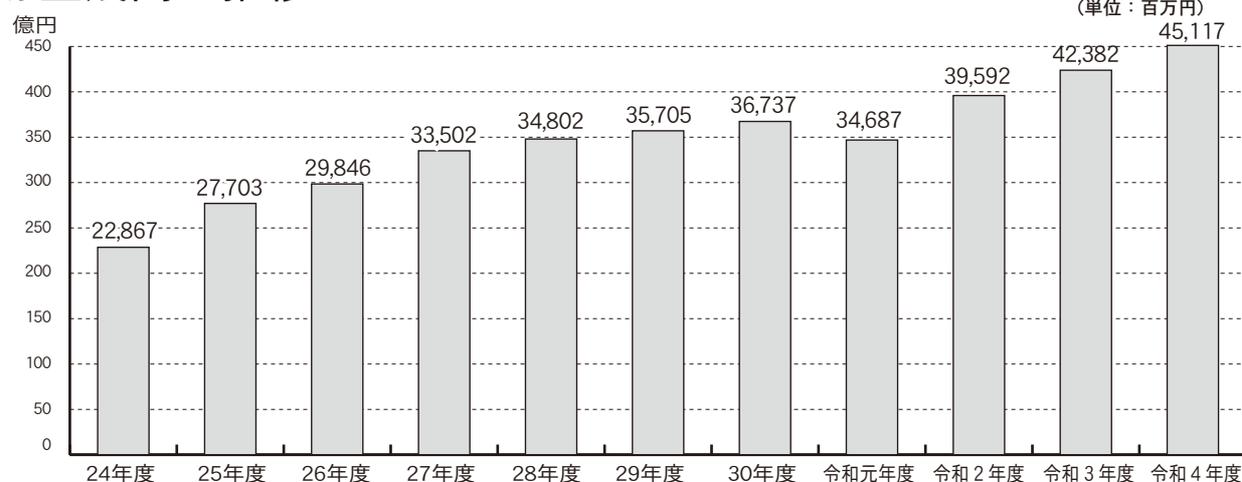
種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
定期貯金	31,082(99.0)	33,506(99.1)	2,423
うち固定金利定期	31,067(99.9)	33,492(99.9)	2,424
うち変動金利定期	15(0.0)	14(0.0)	△1

注1：固定金利定期……預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金

注2：変動金利定期……預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

注3：()内は構成比です。

■貯金残高の推移



(2)貸出金等に関する指標

①科目別貸出金平均残高

(単位：百万円)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
手形貸付	161	185	23
証書貸付	12,069	13,068	999
当座貸越	65	59	△6
合計	12,296	13,313	1,016

②貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
固定金利貸出	10,770(83.9)	11,125(78.7)	354
変動金利貸出	1,718(13.3)	2,939(20.8)	1,220
その他	343(2.6)	60(0.4)	△282
合計	12,831(100.0)	14,125(100.0)	1,293

注1：()内は構成比です。

注2：「その他」には当座貸越、無利息等固定及び変動の区分がないものを表示しております。

③貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
貯金・定期積金等	18	17	△ 1
不 動 産	2,717	2,545	△ 172
そ の 他 担 保 物	1	1	0
担 保 (計)	2,736	2,563	△ 173
農業信用基金協会保証	5,648	6,825	1,177
そ の 他 保 証	4,321	4,598	277
保 証 (計)	9,969	11,423	1,454
信 用	127	139	12
合 計	12,831	14,125	1,293

④貸出金の使途別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
近 代 化	-(-)	-(-)	-
そ の 他 制 度 資 金	-(-)	-(-)	-
農 業 設 備	35(0.2)	37(0.2)	1
農 業 運 転	18(0.1)	12(0.0)	△ 6
事 業 設 備	1,944(15.1)	2,061(14.5)	117
事 業 運 転	1,448(11.2)	1,202(8.5)	△ 246
住 宅 関 連	8,772(68.3)	10,158(71.9)	1,385
生 活 関 連	581(4.5)	628(4.4)	47
そ の 他	29(0.2)	23(0.1)	△ 6
合 計	12,831(100.0)	14,125(100.0)	1,293

注：()内は構成比です。

⑤貸出金の業種別残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
農 業	787(6.1)	649(4.5)	△ 138
林 業	15(0.1)	14(0.1)	0
水 産 業	27(0.2)	26(0.1)	0
製 造 業	1,114(8.6)	1,305(9.2)	190
建 設 ・ 不 動 産 業	1,528(11.8)	1,730(12.1)	201
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	221(1.7)	210(1.4)	△ 10
運 輸 ・ 通 信 業	671(5.2)	745(5.2)	73
金 融 ・ 保 険 業	403(3.1)	389(2.7)	△ 14
卸 売 ・ 小 売 ・ サ ー ビ ス 業 ・ 飲 食 業	4,229(32.8)	4,751(33.5)	522
地 方 公 共 団 体	1,049(8.1)	1,040(7.3)	△ 9
そ の 他	2,781(21.6)	3,261(23.0)	479
合 計	12,831(100.0)	14,125(100.0)	1,293

注：()内は構成比(貸出金全体に対する割合)です。

⑥主要な農業関係の貸出金残高

1) 営農類型別

(単位：百万円)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
農 業	49	44	△ 5
穀 作	38	34	△ 4
野 菜 ・ 園 芸	11	10	△ 1
果 樹 ・ 樹 園 農 業	-	-	-
工 芸 作 物	-	-	-
養 豚 ・ 肉 牛 ・ 酪 農	-	-	-
養 鶏 ・ 鶏 卵	-	-	-
養 蚕	-	-	-
そ の 他 農 業	-	-	-
農 業 関 連 団 体 等	-	-	-
合 計	49	44	△ 5

(注)

- 1：農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人及び農業関係団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関係する事業に必要な資金等が該当します。
なお、前頁⑤の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。
- 2：「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
- 3：「農業関連団体等」には、JAや全農とその子会社等が含まれています。

2) 資金種類別

〔貸出金〕

(単位：百万円)

種類	令和3年度	令和4年度	増減
プロパー資金	49	44	△5
農業制度資金	—	—	—
農業近代化資金	—	—	—
合計	49	44	△5

(注)

- 1: プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
- 2: 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。

〔受託貸付金〕

(単位：百万円)

種類	令和3年度	令和4年度	増減
日本政策金融公庫資金	—	—	—
合計	—	—	—

(注)

日本政策金融公庫資金は、農業(旧林漁業金融公庫)にかかる資金をいいます。

⑦農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況

(単位：百万円)

債権区分	債権額	保全額		
		担保・保証	引当	合計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和3年度	—	—	—
	令和4年度	—	—	—
危険債権	令和3年度	340	263	66
	令和4年度	177	177	—
要管理債権	令和3年度	81	65	0
	令和4年度	78	64	0
三月以上延滞債権	令和3年度	—	—	—
	令和4年度	—	—	—
貸出条件緩和債権	令和3年度	81	65	0
	令和4年度	78	64	0
小計	令和3年度	421	328	66
	令和4年度	254	240	0
正常債権	令和3年度	12,985		
	令和4年度	13,925		
合計	令和3年度	13,406		
	令和4年度	14,180		

(注)

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。
2. 危険債権
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。
3. 三月以上延滞債権
元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。
4. 貸出条件緩和債権
債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権および三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。
5. 正常債権
債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

⑧貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区分	令和3年度				令和4年度					
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	
			目的使用	その他			目的使用	その他		
一般貸倒引当金	1	1	—	1	1	1	—	1	1	
個別貸倒引当金	46	66	—	46	66	—	50	16	—	
合計	48	67	—	48	67	1	50	17	1	

⑨貸出金償却の額

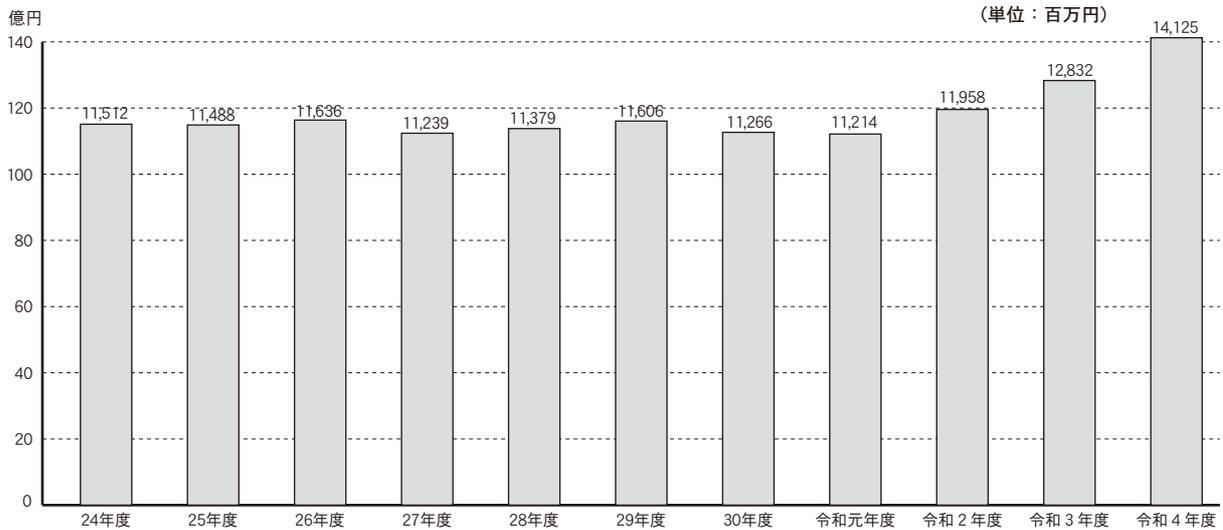
(単位：百万円)

項目	令和3年度	令和4年度
貸出金償却額	—	—

⑩元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はありません。

■貸出金残高の推移



(3)内国為替取扱実績

(単位：件、百万円)

種 類	令和3年度		令和4年度		
	仕 向	被 仕 向	仕 向	被 仕 向	
送金・振込為替	件 数	4,988	35,136	5,479	35,861
	金 額	72,707	76,820	56,397	59,331
代金取立為替	件 数	—	—	—	—
	金 額	—	—	—	—
雑 為 替	件 数	43	229	39	233
	金 額	11	271	15	358
合 計	件 数	5,031	35,365	5,518	36,094
	金 額	72,718	77,090	56,412	59,689

(4)有価証券に関する指標

- ①種類別有価証券平均残高 …………… 該当する取引はありません。
- ②商品有価証券種類別平均残高 …… 該当する取引はありません。
- ③有価証券残存期間別残高 …………… 該当する取引はありません。

(5)有価証券等の時価情報等

- ①有価証券の時価情報等 …………… 該当する取引はありません。
- ②金銭の信託の時価情報等 …………… 該当する取引はありません。
- ③デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引…… 該当する取引はありません。

(6)預かり資産の状況

①投資信託残高 (ファンドラップ含む) (単位：千円)

種 類	令和3年度	令和4年度
投資信託残高 (ファンドラップ含む)		5,117

②残高有り投資信託口座数

(単位：口座)

種 類	令和3年度	令和4年度
残高有り投資 信託口座数		2

(注) 投資信託残高 (ファンドラップ含む) は「約定日基準」に基づく算出です。
令和4年10月より投資信託の取扱いを開始しています。

2 共済取扱実績

(1)長期共済新契約高・長期共済保有高

(単位：百万円)

種 類	令和 3 年度		令和 4 年度			
	新契約高	保有高	新契約高	保有高		
生命系	終身共済	451	8,953	228	8,746	
	定期生命共済	61	270	25	242	
	養老生命共済		57	3,543	32	3,115
		うちこども共済	57	1,680	29	1,583
	医療共済	30	251	6	247	
	がん共済	—	25	—	25	
	定期医療共済	—	198	—	178	
	介護共済	143	340	16	356	
	年金共済	—	15	—	5	
建物更生共済	798	17,538	645	17,085		
合 計	1,539	31,133	952	29,999		

(注)

「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額（生命系共済は死亡保障の金額（付加された定期特約金額等を含む）を記載しています。

(2)医療系共済の共済金額保有高

(単位：千円)

種 類	令和 3 年度		令和 4 年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
医療共済	18	3,060	10	2,636
	41,564	44,250	18,757	63,460
がん共済	55	515	35	535
定期医療共済	—	285	—	258
合 計	73	3,860	45	3,429
	41,564	44,250	18,757	63,460

(注)

「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄に記載しています。

(3)介護系その他の共済金額保有高

(単位：百万円)

種 類	令和 3 年度		令和 4 年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
介護共済	163	386	18	403
認知症共済	—	—	4	4
生活障害共済（一時金型）	11	30	31	56
生活障害共済（定期年金型）	2	2	—	2
特定重度疾病共済	106	92	13	100

(注)

「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

(4)年金共済の年金保有高

(単位：百万円)

種 類	令和 3 年度		令和 4 年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
年金開始前	11	397	6	393
年金開始後	—	72	—	69
合 計	11	468	6	462

(注)

金額は、年金年額を記載しています。

(5)短期共済新契約高

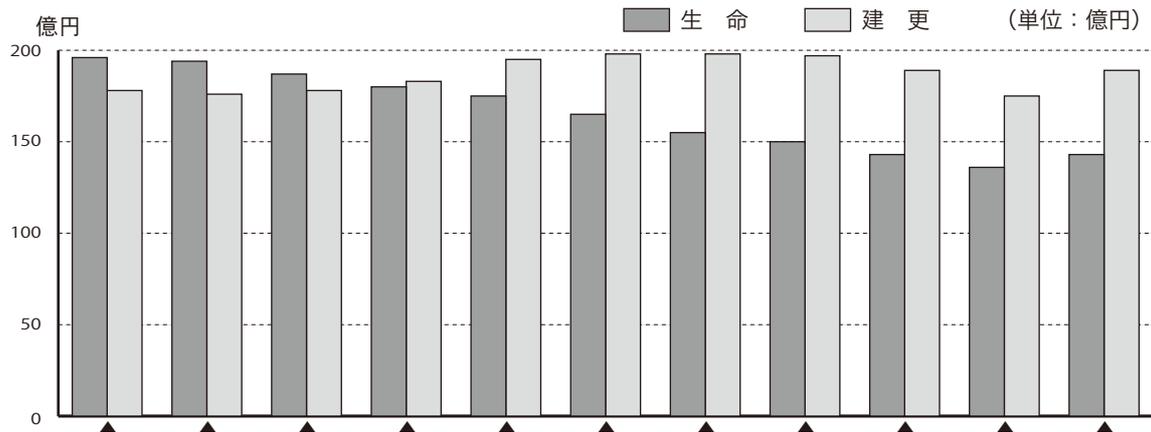
(単位：百万円)

種 類	令和3年度		令和4年度	
	金 額	掛 金	金 額	掛 金
火 災 共 済	1,823	3	1,678	2
自 動 車 共 済		72		69
傷 害 共 済	941	1	484	1
賠 償 責 任 共 済		0		0
自 賠 責 共 済		15		15
合 計		90		86

(注)

「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額（死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線。）を記載しています。

■共済保有高の推移



	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
生 命	196	194	187	180	175	165	155	150	143	136	143
建 更	178	176	178	183	195	198	198	197	189	175	189

3 農業・生活その他事業取扱実績

(1)購買事業取扱実績

①受託購買品

取扱実績なし

②買取購買品

(単位：千円)

種 類	令和3年度	令和4年度	
	供給高	供給高	
生産資材	肥 料	6,621	8,293
	農 薬	6,938	8,002
	農 業 機 械	49	2,515
	そ の 他	4,344	6,861
	小 計	17,952	25,672
生活資材	食 品	7,509	8,237
	一 般 食 品	1,446	1,718
	食 材	5,009	3,196
	そ の 他	354	361
	小 計	14,318	13,512
燃料資材・自動車	自 動 車	2,266	5,236
	小 計	2,266	5,236
合 計	34,536	44,420	

(注)

供給高は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

(2)販売品取扱実績

①受託販売品

(単位：千円)

種 類	令和3年度	令和4年度
	取扱高	取扱高
米・麦	米	14,772
	麦	2,109
	小 計	16,881
特産	大豆	1,030
合 計	17,911	21,952

②買取販売品

取扱実績なし

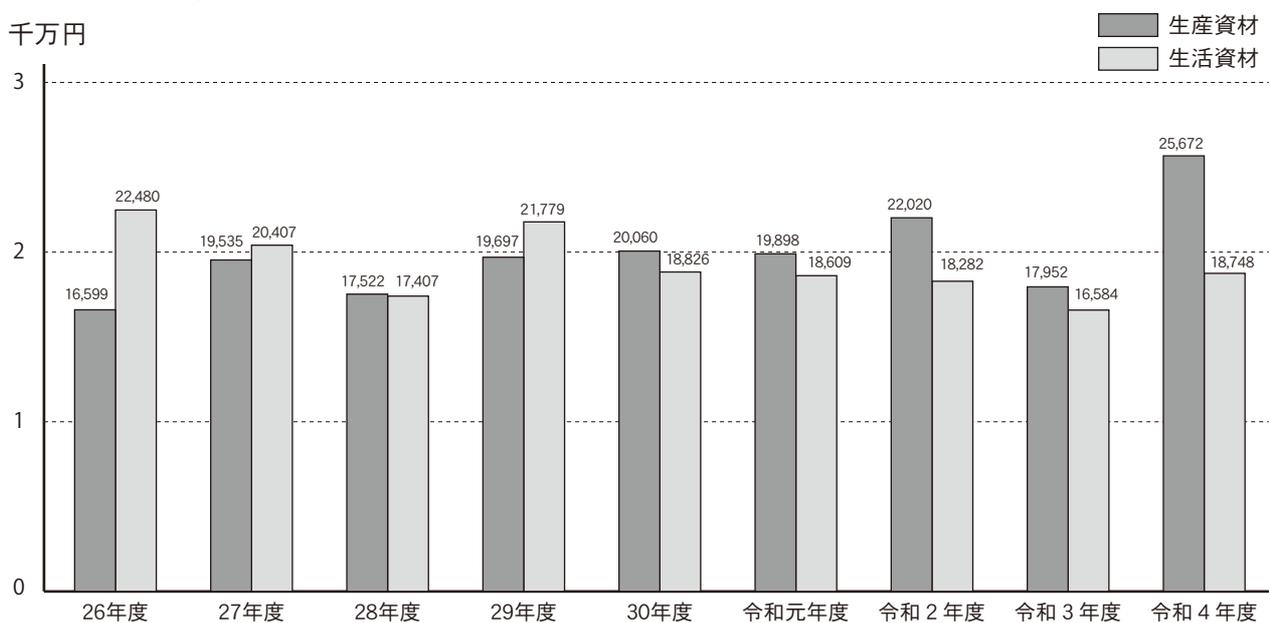
(注)

当期取扱高は総額で記載しており、損益計算書においては純額で販売手数料として表示しています。

■購買品供給高の推移

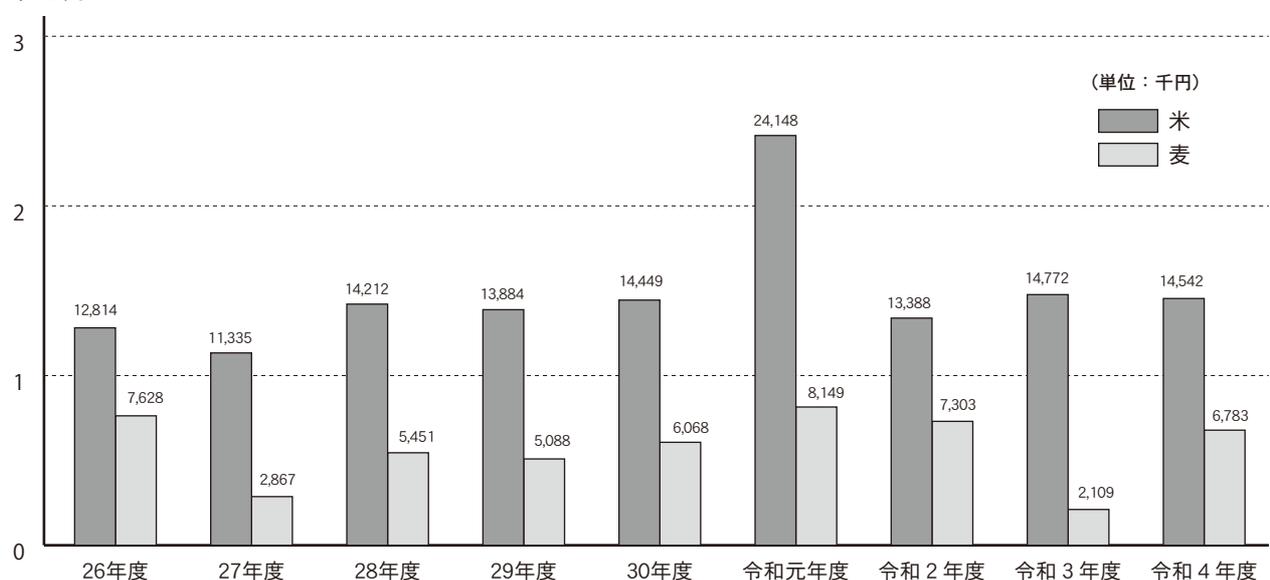
(単位：千円)

千万円



■販売品販売高の推移

千万円



(3)保管事業取扱実績

(単位：千円)

項 目		令和3年度	令和4年度
収 益	保管料	1,127	1,069
	保管雑収入	297	188
	計	1,424	1,257
費 用	保管雑費	763	804
	計	763	804
差 引		662	454

(4)指導事業

(単位：千円)

項 目		令和3年度	令和4年度
収 入	賦課金収入	197	196
	実費収入	621	543
	その他指導収益	122	310
	計	940	1,049
支 出	農産指導費	418	512
	畜産指導費	5	5
	生活指導費	396	832
	組織育成費	1,703	2,203
	教育・農政費	739	491
	計	3,260	4,042
差 引		△ 2,320	△ 2,993

4 宅地等供給事業実績

(単位：千円)

項 目		令和3年度	令和4年度
収 益	宅地等賃貸料	66,582	40,241
	計	66,582	40,241
費 用	宅地等供給雑費	8,779	4,151
	計	8,779	4,151
差 引		57,803	36,090

5 資産管理事業取扱実績

(単位：千円)

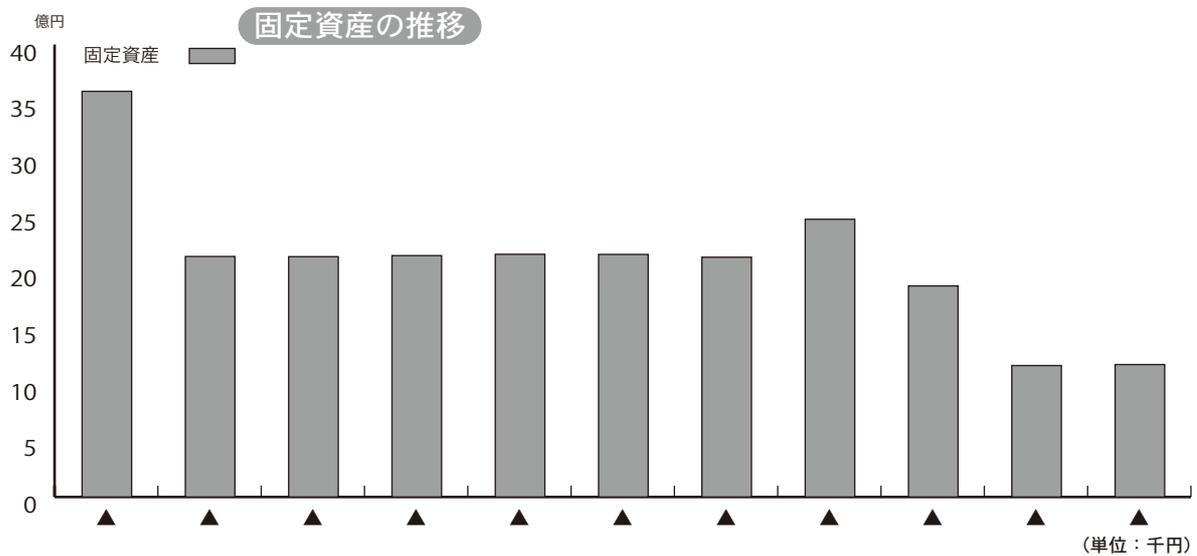
項 目		令和3年度	令和4年度
収 益	資産管理事業	2,836	2,836
	計	2,836	2,836
費 用	資産管理事業	149	61
	計	149	61
差 引		2,688	2,776

固定資産

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
建物	140	133
構築物	2	3
機械装置	3	2
車両運搬具	1	0
器具備品	30	24
土地	763	1,007
無形固定資産	1	1
合計	939	1,171

※固定資産の残高は、帳簿価格です。



	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
固定資産	3,586,312	2,126,231	2,124,742	2,134,018	2,145,662	2,144,460	2,119,681	2,455,158	1,865,832	1,162,065	1,170,667
償却累計額	660,404	670,372	675,553	678,713	687,885	691,552	696,040	693,603	209,514	223,128	236,547

外部出資

(単位：百万円)

出資先	令和3年度	令和4年度
系統	633	633
系統外	76	76
子会社等出資	55	55
合計	763	763

IV. 経営諸指標

1. 利益率

(単位：%)

項目	令和3年度	令和4年度	増減
総資産経常利益率	0.07	0.14	0.07
資本経常利益率	1.72	4.64	2.92
総資産当期純利益率	△ 0.21	0.10	0.31
資本当期純利益率	△ 5.47	3.29	8.77

(注)

1. 総資産経常利益率＝経常利益／総資産(債務保証見返りを除く)平均残高 × 100
2. 資本経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高 × 100
3. 総資産当期純利益率
＝当期剰余金(税引後)／総資産(債務保証見返りを除く)平均残高 × 100
4. 資本当期純利益率＝当期剰余金(税引後)／純資産勘定平均残高 × 100

2. 貯貸率・貯証率

(単位：%)

区分		令和3年度	令和4年度	増減
貯貸率	期末	30.28	31.31	1.03
	期中平均	29.51	26.56	△ 2.96
貯証率	期末	—	—	—
	期中平均	—	—	—

(注)

1. 貯貸率(期末)＝貸出金残高／貯金残高 × 100
2. 貯貸率(期中平均)＝貸出金平均残高／貯金平均残高 × 100
3. 貯証率(期末)＝有価証券残高／貯金残高 × 100
4. 貯証率(期中平均)＝有価証券平均残高／貯金平均残高 × 100

3. 職員一人当たり指標

(単位：百万円)

項目		令和3年度	令和4年度
信用事業	貯金残高	1,247	1,253
	貸出金残高	377	392
共済事業	長期共済保有高	916	833
経済事業	購入品取扱高	1	1
	販売品取扱高	0.5	0.6

(注)開示指標は全職員数を基礎としています。

4. 一店舗当たり指標

(単位：百万円)

項目	令和3年度	令和4年度
貯金残高	42,382	45,117
貸出金残高	12,832	14,125
長期共済保有高	31,133	29,999
購入品供給高	35	44

(注)開示指標は、一店舗で算出しています。

5. その他経営諸指標

(単位：百万円)

項目	令和3年度	令和4年度
一職員当たり出資金残高	13	14
一店舗当たり出資金残高	425	513

※開示指標は全職員数を対象とし、店舗数は一店舗で算出しています。

V. 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

項 目	令和3年度	令和4年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組員資本の額	1,414	1,544
うち、出資金及び資本準備金の額	426	513
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	993	1,041
うち、外部流出予定額 (△)	△4	△7
うち、上記以外に該当するものの額	△1	△4
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1	1
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	1	1
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	14	7
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	1,429	1,551
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	—	—
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	—	—
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	—	—
自己資本	—	—
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	1,429	1,551
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	13,380	13,966
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	152	152
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	152	152
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	711	703
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	14,090	14,669
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(ニ))	10.14%	10.57%

- (注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。
2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。
3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット	令和3年度			令和4年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	88	—	—	81	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	1,599	—	—	1,040	—	—
外国の中央政府当以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	29,089	5,818	233	30,739	6,148	246
法人等向け	50	50	2	5	5	0
中小企業向け及び個人向け	330	153	6	533	277	11
抵当権付住宅ローン	2,524	867	35	2,494	820	33
不動産取得等事業向け	812	804	32	1,152	1,149	46
三月以上延滞等	313	350	14	—	—	—
取立未済手形	9	2	0	6	1	0
信用保証協会等保証付	5,653	563	23	6,830	682	27
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
共済約款貸付	—	—	—	—	—	—
出資等	147	147	6	147	147	6
（うち出資等のエクスポージャー）	147	147	6	147	147	6
（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
上記以外	3,594	4,475	179	3,830	4,585	183
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
（うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	617	1,542	62	617	1,542	62
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段のうち、その他外部 TLAC 関連調達手段に係る 5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
（うち上記以外のエクスポージャー）	2,978	2,933	117	3,124	3,044	122
証券化	—	—	—	—	—	—
（うち S T C 要件適用分）	—	—	—	—	—	—
（うち非 S T C 要件適用分）	—	—	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—	—	—
（うちルックスルー方針）	—	—	—	—	—	—
（うちマンドート方式）	—	—	—	—	—	—
（うち蓋然性方式 250%）	—	—	—	—	—	—
（うち蓋然性方式 400%）	—	—	—	—	—	—
（うちフォールバック方式）	—	—	—	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入となるものの額	—	152	6	—	152	6
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）	—	—	—	—	—	—
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	44,208	13,380	535	46,857	13,966	559
CVAリスク相当額÷8%	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—	—	—
合計（信用リスク・アセットの額）	44,208	13,380	535	46,857	13,966	559
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 <基礎的手法>		711	28		703	28
所要自己資本額計		リスク・アセット等 (分母) 計a	所要自己資本額 b=a×4%		リスク・アセット等 (分母) 計a	所要自己資本額 b=a×4%
		14,090	564		14,669	587

(注)

1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額をエクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三ヶ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額及び調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセット額に算入したものが該当します。
6. 「上記以外」には、その他の資産(固定資産等)が含まれています。
7. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

(オペレーショナル・リスク相当額8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法))

$$\frac{\text{粗利益(正の値の場合に限る)} \times 15\% \text{の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

3. 信用リスクに関する事項

①標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター(R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
S&Pグローバル・レーティング(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

(注)「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー (長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー (短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

②信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び三ヵ月以上延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

区 分		令和3年度				令和4年度			
		信用リス クに關 するエ クス ポー ジャ ーの 残高	う ち 貸出金等	う ち 債 券	三ヵ月以 上延滞エ クスポー ジャー	信用リス クに關 するエ クス ポー ジャ ーの 残高	う ち 貸出金等	う ち 債 券	三ヵ月以 上延滞エ クスポー ジャー
法 人	農 業	—	—	—	—	—	—	—	—
	林 業	—	—	—	—	—	—	—	—
	水 産 業	—	—	—	—	—	—	—	—
	製 造 業	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱 業	—	—	—	—	—	—	—	—
	建 設 ・ 不 動 産 業	277	277	—	—	262	262	—	—
	電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	—	—	—	—	—	—	—	—
	運 輸 ・ 通 信 業	—	—	—	—	—	—	—	—
	金 融 ・ 保 険 業	29,089	—	—	—	30,739	—	—	—
	卸 売 ・ 小 売 ・ 飲 食 ・ サ ー ビ ス 業	—	—	—	—	—	—	—	—
	日 本 国 政 府 ・ 地 方 公 共 団 体	1,599	1,050	—	—	1,040	1,040	—	—
	上 記 以 外	777	5	—	—	926	157	—	—
個 人	11,507	11,507	—	313	12,673	12,673	—	—	
そ の 他	959	—	—	—	1,216	—	—	—	
業 種 別 残 高 計		44,208	12,839	—	313	46,857	14,133	—	—
1 年 以 下		29,812	174	—	30,413	223	—	—	
1 年 超 3 年 以 下		317	317	—	703	153	—	—	
3 年 超 5 年 以 下		390	390	—	479	479	—	—	
5 年 超 7 年 以 下		385	385	—	363	363	—	—	
7 年 超 10 年 以 下		936	936	—	1,060	1,060	—	—	
10 年 超		10,264	10,264	—	11,688	11,688	—	—	
期 限 の 定 め の な い も の		2,105	374	—	2,152	167	—	—	
残 存 期 間 別 残 高 計		44,208	12,839	—	46,857	14,133	—	—	

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「三ヵ月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三ヵ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
3. 当「A」では国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

③貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

（単位：百万円）

区 分	令和3年度					令和4年度				
	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	1	1	—	1	1	1	1	—	1	1
個別貸倒引当金	46	66	—	46	66	66	—	50	16	—

④業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

区 分	令和3年度						令和4年度					
	期首 残高	期 中 増加額	期 末		貸出金 償 却	期首 残高	期 中 増加額	期 中減少額		期 末 残高	貸出金 償 却	
			目的 使用	その他				目的 使用	その他			
法 人	農 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	林 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水 産 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製 造 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉱 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	電気・ガス・ 熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸売・小売・ 飲食・サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	上 記 以 外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個 人	46	66	-	46	66	-	66	-	50	16	-	-
業 種 別 計	46	66	-	46	66	-	66	-	50	16	-	-

(注)

1. 当J Aでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

⑤信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

区 分	令和3年度			令和4年度			
	格付 あり	格付 なし	計	格付 あり	格付 なし	計	
信用 リスク 削減 効果 勘案 後 残高	リスク・ウェイト0%	-	1,793	1,793	-	1,211	1,211
	リスク・ウェイト2%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウェイト4%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウェイト10%	-	5,705	5,705	-	6,876	6,876
	リスク・ウェイト20%	-	29,214	29,214	-	31,323	31,323
	リスク・ウェイト35%	-	2,463	2,463	-	2,195	2,195
	リスク・ウェイト50%	-	51	51	-	-	-
	リスク・ウェイト75%	-	173	173	-	330	330
	リスク・ウェイト100%	-	4,082	4,082	-	4,456	4,456
	リスク・ウェイト150%	-	262	262	-	-	-
	リスク・ウェイト250%	-	617	617	-	617	617
そ の 他	-	-	-	-	-	-	
リスク・ウェイト1250%	-	-	-	-	-	-	
計	-	44,360	44,360	-	47,009	47,009	

(注)

1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

①信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として「適格金融資産担保」「保証」「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保付取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

②信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額 (単位：百万円)

区 分	令和3年度		令和4年度	
	適格金融 資産担保	保 証	適格金融 資産担保	保 証
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関向け及び第一種 金融商品取引業者向け	—	—	—	—
法人等向け	—	—	—	—
中小企業等向け及び個人向け	1	114	5	153
抵当権住宅ローン	—	46	—	280
不動産取得等事業向け	—	—	—	—
三ヶ月以上延滞等	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—
その他	—	27	—	206
合 計	1	186	5	639

(注)

- 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
- 「三ヶ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
- 「その他」には、現金及び上記以外の資産（固定資産等）が含まれます。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

①出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当JAにおいては、これらを①子会社株式、②その他有価証券、③系統及び系統外出資に区分して管理しています。

①子会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当JAの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握及びコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営状況の監督に加え、日常的な協議を通じた联合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①子会社については、取得原価を記載し、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統及び系統外出資については、取得原価を記載しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

②出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

区 分	令和3年度		令和4年度	
	貸借対照表 計上額	時価評価額	貸借対照表 計上額	時価評価額
上 場	—	—	—	—
非上場	763	763	763	763
合 計	763	763	763	763

(注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表額の合計額です。

③出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

該当する取引はありません。

④貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額

(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

該当する取引はありません。

⑤貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(子会社・関連会社株式の評価損益等)

該当する取引はありません。

8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

	令和3年度	令和4年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	—	—
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

9. 金利リスクに関する事項

①金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続は以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明
当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク(IRRB)については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。
- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明
当JAは、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。
- ・金利リスク計測の頻度
毎四半期末を基準日として、四半期毎にIRRBを計測しています。

◇金利リスクの算定手法の概要

当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量(ΔEVE)については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック(通貨ごとに異なるショック幅)を適用しております。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期
流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は2.50年です。
- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- ・流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)およびその前提
流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
- ・複数の通貨の集計方法およびその前提
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
- ・スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
- ・内部モデルの使用等、ΔEVEおよびΔNIIに重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用しておりません。

- ・前事業年度末の開示からの変動に関する説明
△EVEの前事業年度末からの変動要因は、預金・貸出金残高の増加によるものです。
- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。

◇△EVEおよび△NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- ・金利ショックに関する説明
リスク資本配賦管理としてV a Rで計測する市場リスク量を算定しています。
- ・金利リスク計測の前提およびその意味（特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVEおよび△NIIと大きく異なる点）
特段ありません。

②金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク					
項番		△EVE		△NII	
		令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
1	上方平行シフト	294	293	84	66
2	下方平行シフト	0	0	0	0
3	スティープ化	195	195		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	60	57		
6	短期金利低下	0	0		
7	最大値	294	293	84	66
		令和3年度		令和4年度	
8	自己資本の額	1,428		1,551	

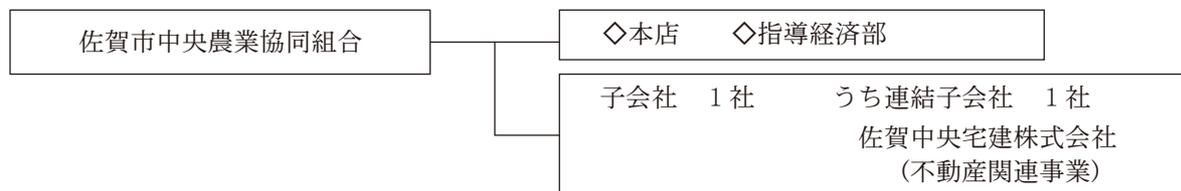
VI. 連結情報

1. グループの概況

(1)グループの事業系統図

佐賀市中央農業協同組合のグループは、当組合、子会社1社で構成されています。
 なお、連結自己資本比率を算出する対象となる連結グループと、連結財務諸表規則に基づき連結の範囲に含まれる会社に、相違はありません。

(令和5年3月末現在)



(2)子会社の状況

単位：千円、% (令和5年3月31日現在)

名称	事務所の所在地	事業の内容	設立年月日	資本金	当JAの議決権比率	当JA及び他の子会社等の議決権比率
佐賀中央宅建株式会社	佐賀市神野東 4-3-13	宅地建物取引業	昭和49年 4月30日	55,000	100.0	100.0

(3)連結事業概況

◇連結事業の概況 (令和4年度)

①事業の概況

令和4年度の当JAの連結決算は、子会社1社を連結しております。

連結決算の内容は、連結経常収益79百万円、連結当期剰余金56百万円、連結純資産1,826百万円、連結総資産47,161百万円で、連結自己資本比率は11.45%となりました。

②連結子会社等の事業概況

佐賀中央宅建株式会社

令和4年度は、土地・建物の仲介手数料・賃貸料ともに減少したため、売上高は35,709千円となりました。これにより当期純利益は6,703千円となりました。

(4)最近5年間の連結事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、%)

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
連結経常収益	567	521	500	499	511
信用事業収益	323	287	276	285	335
共済事業収益	84	79	76	78	62
農業関連事業収益	24	24	25	21	16
生活その他事業収益	135	130	122	115	97
営農指導事業収益	1	1	1	1	1
連結経常利益	118	53	41	41	79
連結当期剰余金	71	44	101	△83	56
連結純資産額	1,664	1,726	1,833	1,692	1,826
連結総資産額	38,891	36,814	41,817	44,470	47,161
連結自己資本比率(%)	10.58	11.13	11.46	10.87	11.45

(注)

「連結自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

(5)連結貸借対照表

(単位：千円)

資産の部	令和3年度 (令和4年3月31日)	令和4年度 (令和5年3月31日)
1. 信用事業資産	41,735,680	44,951,118
(1) 現金及び預金	29,176,560	30,818,005
(2) 貸出金	12,599,867	14,106,317
(3) その他の信用事業資産	25,923	27,814
(4) 貸倒引当金	△ 66,670	△ 1,019
2. 共済事業資産	104	152
その他の共済事業資産	104	152
3. 経済事業資産	84,484	38,715
(1) 受取手形及び経済事業未収金	69,606	22,085
(2) 棚卸資産	4,374	4,925
(3) その他の経済事業資産	10,510	11,705
(4) 貸倒引当金	△ 6	△ 0
4. 雑資産	601,764	69,734
5. 固定資産	1,322,759	1,385,481
(1) 有形固定資産	1,321,197	1,384,107
建物	323,074	330,498
構築物	6,098	6,098
機械装置	7,062	7,062
土地	1,146,169	1,220,289
その他の有形固定資産	77,256	72,895
減価償却累計額	△ 238,462	△ 252,734
(2) 無形固定資産	1,562	1,374
6. 外部出資	708,345	708,345
7. 繰延税金資産	16,885	7,558
資産の部合計	44,470,021	47,161,103
負債の部・純資産の部	令和3年度 (令和4年3月31日)	令和4年度 (令和5年3月31日)
1. 信用事業負債	42,426,827	45,128,219
(1) 貯金	42,364,280	45,084,792
(2) その他の信用事業負債	62,547	43,427
2. 共済事業負債	47,352	54,892
(1) 共済資金	21,416	30,750
(2) その他の共済事業負債	25,935	24,143
3. 経済事業負債	13,610	17,616
(1) 支払手形及び経済事業未払金	3,830	6,191
(2) その他の経済事業負債	9,780	11,425
4. 設備借入金	111,422	—
5. 雑負債	95,823	40,785
6. 諸引当金	40,629	51,459
(1) 賞与引当金	9,504	9,401
(2) 退職給付引当金	5,524	9,511
(3) 役員退職慰勞引当金	25,601	32,547
7. 再評価に係る繰延税金負債	41,924	41,924
負債の部合計	42,777,587	45,334,894
1. 組合員資本	1,582,460	1,716,235
(1) 出資金	422,324	510,038
(2) 資本準備金	322	322
(3) 利益剰余金	1,160,617	1,209,657
(4) 処分未済持分	△ 803	△ 3,781
2. 評価・換算差額等	109,974	109,974
土地再評価差額金	109,974	109,974
純資産の部合計	1,692,434	1,826,209
負債及び純資産の部合計	44,470,021	47,161,103

(6)連結損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和3年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)	令和4年度 (自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)
1. 事業総利益	364,105	399,026
(1) 信用事業収益	285,076	334,842
資金運用収益	252,949	286,331
(うち預金利息)	(113,755)	(139,384)
(うち貸出金利息)	(139,193)	(146,946)
(うちその他受入利息)	(-)	(0)
役務取引等収益	8,880	10,373
その他経常収益	23,247	38,138
(2) 信用事業費用	91,570	72,028
資金調達費用	23,096	33,147
(うち貯金利息)	(22,776)	(31,898)
(うち給付補填備金繰入)	(80)	(47)
(うち借入金利息)	(92)	(548)
(うちその他支払利息)	(148)	(654)
役務取引等費用	7,748	7,819
その他経常費用	60,725	31,062
(うち貸倒引当金繰入額)	(19,070)	(-)
(うち貸倒引当金戻入益)	(-)	(△ 15,909)
信用事業総利益	193,506	262,814
(3) 共済事業収益	77,510	62,490
共済付加収入	69,989	58,949
その他の収益	7,521	3,541
(4) 共済事業費用	6,948	4,849
共済推進費	3,887	1,705
その他の費用	3,062	3,143
共済事業総利益	70,562	57,641
(5) 購買事業収益	26,661	32,334
購買品供給高	25,411	31,394
購買手数料	398	496
その他の収益	852	444
(6) 購買事業費用	22,570	26,101
購買品供給原価	21,507	26,090
その他の費用	1,063	11
購買事業総利益	4,091	6,233
(7) 販売事業収益	1,471	1,706
販売手数料	1,398	1,649
その他の収益	73	57
(8) 販売事業費用	561	133
その他の費用	561	133
販売事業総利益	910	1,573
(9) その他事業収益	108,044	79,893
(10) その他事業費用	13,008	9,127
その他事業総利益	95,037	70,766
2. 事業管理費	332,495	327,393
(1) 人件費	224,588	226,655
(2) その他事業管理費	107,907	100,738
事業利益	31,610	71,634
3. 事業外収益	13,025	13,277
(1) 受取出資配当金	7,606	7,471
(2) その他の事業外収益	5,418	5,806
4. 事業外費用	3,144	5,525
その他の事業外費用	3,144	5,525
経常利益	41,490	79,386
5. 特別利益	155,438	-
(1) 固定資産処分益	155,438	-
6. 特別損失	314,462	-
(1) 固定資産処分損	0	-
(2) 固定資産圧縮損	314,462	-
税金等調整前当期利益	△ 117,534	79,386
法人税、住民税及び事業税	69,308	13,896
法人税等調整額	△ 103,414	9,327
法人税等合計	△ 34,106	23,223
当期利益	△ 83,429	56,163
当期剰余金	△ 83,429	56,163

(7)連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

科 目	令和3年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)	令和4年度 (自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期利益	△ 117,534	79,386
減価償却費	15,983	14,460
固定資産圧縮損	314,462	—
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	19,042	△ 65,656
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△ 1,709	△ 103
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	△ 14,819	10,933
その他非資金損益項目の調整額	284	△ 800
信用事業資金運用収益	△ 252,949	△ 286,331
信用事業資金調達費用	23,096	33,147
受取雑利息及び受取出資配当金	△ 7,606	△ 7,471
固定資産売却損益 (△は益)	△ 155,438	—
(信用事業活動による資産及び負債の増減)		
貸出金の純増 (△) 減	△ 888,118	△ 1,506,450
預金の純増 (△) 減	△ 2,050,000	△ 2,500,000
貯金の純増減 (△)	2,798,556	2,720,512
その他信用事業資産の純増 (△) 減	△ 353	△ 1,180
その他信用事業負債の純増減 (△)	24,302	△ 24,675
(共済事業活動による資産及び負債の増減)		
共済資金の純増減 (△)	2,347	9,333
その他共済事業資産の純増 (△) 減	436	△ 48
その他共済事業負債の純増減 (△)	1,685	△ 1,793
(経済事業活動による資産及び負債の増減)		
受取手形及び経済事業未収金の純増 (△) 減	△ 59,089	47,521
経済受託債権の純増 (△) 減	△ 407	△ 1,195
棚卸資産の純増 (△) 減	△ 1,546	△ 450
支払手形及び経済事業未払金の純増減 (△)	△ 1,761	2,361
経済受託債務の純増減 (△)	△ 43	1,645
(その他の資産及び負債の増減)		
その他資産の純増 (△) 減	△ 529,560	531,929
その他負債の純増減 (△)	1,805	31
信用事業資金運用による収入	252,825	285,763
信用事業資金調達による支出	△ 22,185	△ 27,737
事業分量配当金の支払額	△ 1,571	—
小 計	△ 649,867	△ 686,868
雑利息及び出資配当金の受取額	7,606	7,471
法人税等の支払額	△ 62,783	△ 68,966
事業活動によるキャッシュ・フロー	△ 705,044	△ 748,363
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
固定資産の取得による支出	△ 7,859	△ 245,258
固定資産の売却による収入	611,273	168,874
投資活動によるキャッシュ・フロー	603,414	△ 76,384
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
設備借入金の返済による支出	△ 6,876	△ 111,422
出資の増額による収入	35,425	98,884
出資の払戻しによる支出	△ 4,067	△ 11,170
持分の取得による支出	△ 804	△ 3,782
持分の譲渡による収入	816	804
出資配当金の支払額	△ 4,371	△ 7,122
財務活動によるキャッシュ・フロー	20,123	△ 33,808
4 現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
5 現金及び現金同等物の増加額 (減少額)	△ 81,507	△ 858,555
6 現金及び現金同等物の期首残高	1,112,067	1,030,560
7 現金及び現金同等物の期末残高	1,030,560	172,005

(8)連結注記表

令和3年度

第1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

連結される子会社・子法人等 … 1社
佐賀中央宅建株式会社

2. 連結される子会社及び子法人等の事業年度に関する事項

連結されるすべての子会社・子法人等の事業年度末は、連結決算日と一致している。

連結される子会社等の決算日は次のとおり。

3月末日 1社

3. のれんの償却方法及び償却期間

該当事項はない。

4. 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項

連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成している。

5. 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲

(1) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、「現金」及び「預金」の中の当座預金、普通預金及び通知預金となっている。

(2) 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金及び預金勘定	29,176,560千円
定期性預金	△ 28,146,000千円
現金及び現金同等物	1,030,560千円

第2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式：移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等：移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

購買品

① 数量管理品：米（販売用）・農薬・その他の生産資材
…総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用している。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用している。

なお、主な耐用年数は以下のとおり。

建 物 10年～39年
工具・器具備品 10年～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用している。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている資産査定要領、経理規程及び資産の引当・償却基準に則り、次のとおり計上している。

令和4年度

第1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

連結される子会社・子法人等 … 1社
佐賀中央宅建株式会社

2. 連結される子会社及び子法人等の事業年度に関する事項

連結されるすべての子会社・子法人等の事業年度末は、連結決算日と一致している。

連結される子会社等の決算日は次のとおり。

3月末日 1社

3. のれんの償却方法及び償却期間

該当事項はない。

4. 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項

連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成している。

5. 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲

(1) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、「現金」及び「預金」の中の当座預金、普通預金及び通知預金となっている。

(2) 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金及び預金勘定	30,818,005千円
定期性預金	△ 30,646,000千円
現金及び現金同等物	172,005千円

第2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式：移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等：移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

購買品

① 数量管理品：米（販売用）・農薬・その他の生産資材
…総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用している。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用している。

なお、主な耐用年数は以下のとおり。

建 物 10年～39年
工具・器具備品 10年～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用している。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている資産査定要領、経理規程及び資産の引当・償却基準に則り、次のとおり計上している。

- ① 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上している。
- ② 現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上している。
 なお、破綻懸念先に対する債権のうち、債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を計上している。
- ③ 上記以外の債権については、予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に、将来の損失発生見込みに係る必要な修正を加えた予想損失率に基づき算定した額を計上している。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、総務管理部企画管理課及び金融共済部融資課等が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査室が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っている。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上している。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度において発生していると認められる額を計上している。

なお、当組合は職員数300人未満の小規模企業等に該当するため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用している。

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上している。

5. 収益及び費用の計上基準

当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識している。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は、以下のとおりである。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っている。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識している。

② 販売事業

組合員が生産した農産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っている。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識している。

- ① 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上している。

- ② 現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上している。

なお、破綻懸念先に対する債権のうち、債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を計上している。

- ③ 上記以外の債権については、予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に、将来の損失発生見込みに係る必要な修正を加えた予想損失率に基づき算定した額を計上している。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、総務管理部企画管理課及び金融共済部融資課等が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査室が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っている。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上している。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度において発生していると認められる額を計上している。

なお、当組合は職員数300人未満の小規模企業等に該当するため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用している。

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上している。

5. 収益及び費用の計上基準

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は、以下のとおりである。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っている。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識している。

② 販売事業

組合員が生産した農産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っている。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識している。

③ 保管事業

組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っている。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識している。

④ 宅地等供給事業・資産管理事業

組合員の土地等の有効活用及び資産価値の向上に資するための事業であり、当組合は賃貸借契約に基づき、該当資産を賃貸する義務を負っている。この利用者等に対する履行義務は、契約に基づく期間に応じて充足されることから、当事業年度に対応する賃料収入を収益として認識している。

⑤ 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っている。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識している。

6. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用している。固定資産に係る控除対象外消費税等は、1物件あたりの当該消費税額等が20万円以上の場合には繰延消費税に計上し5年間で均等償却しており、20万円未満の場合は当年度の費用に計上している。

7. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を四捨五入して表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示している。

8. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

(1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていない。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示している。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した額を記載している。

(2) 米の共同計算

当組合は、生産者が生産した米を無条件の委託販売により販売し、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っている。

そのため、最終精算までは、販売代金を貸借対照表の経済受託債務に、概算金及び仮渡金の支払額や販売経費を貸借対照表の経済受託債権に計上している。

年産・品目ごとに共同計算にかかる収入（販売代金等）と支出（概算金、仮渡金、倉庫保管料、運搬費等）及び当組合が受け取る販売手数料を計算し、当組合が受け取る販売手数料を控除した残額を精算金として生産者に払った時点で、経済受託債権と経済受託債務を相殺する会計処理を行っている。

(3) 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示している。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示している。

第3. 会計方針の変更に関する注記

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で

③ 保管事業

組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っている。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識している。

④ 宅地等供給事業・資産管理事業

組合員の土地等の有効活用及び資産価値の向上に資するための事業であり、当組合は賃貸借契約に基づき、該当資産を賃貸する義務を負っている。この利用者等に対する履行義務は、契約に基づく期間に応じて充足されることから、当事業年度に対応する賃料収入を収益として認識している。

⑤ 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っている。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識している。

6. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用している。固定資産に係る控除対象外消費税等は、1物件あたりの当該消費税額等が20万円以上の場合には繰延消費税に計上し5年間で均等償却しており、20万円未満の場合は当年度の費用に計上している。

7. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を四捨五入して表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示している。

8. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

(1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていない。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示している。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した額を記載している。

(2) 米の共同計算

当組合は、生産者が生産した米を無条件の委託販売により販売し、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っている。

そのため、最終精算までは、販売代金を貸借対照表の経済受託債務に、概算金及び仮渡金の支払額や販売経費を貸借対照表の経済受託債権に計上している。

年産・品目ごとに共同計算にかかる収入（販売代金等）と支出（概算金、仮渡金、倉庫保管料、運搬費等）及び当組合が受け取る販売手数料を計算し、当組合が受け取る販売手数料を控除した残額を精算金として生産者に払った時点で、経済受託債権と経済受託債務を相殺する会計処理を行っている。

(3) 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示している。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示している。

収益を認識することとしている。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりである。

(1) 代理人取引に係る収益認識

財又はサービスを利用者等に移転する前に支配していない場合、すなわち、利用者等に代わって調達の手配を代理人として行う取引については、従来は、利用者等から受け取る対価の総額を収益として認識していたが、利用者等から受け取る額から受入先（仕入先）に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更している。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用している。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約については、新たな会計方針を遡及適用していない。

この結果、当事業年度の事業収益（購買事業収益）が8,727千円、事業費用（購買事業費用）が同額8,727千円減少している。これによる事業利益、経常利益及び税引前当期損失額への影響はない。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用による会計方針の変更

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとした。これによる当事業年度の計算書類への影響はない。

第4. 会計上の見積りに関する注記

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産16,885千円（繰延税金負債との相殺前）

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っている。

次年度以降の課税所得の見積りについては、令和4年3月に作成した将来業績予測表を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っている。

しかし、これらの見積りは、将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受ける。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性がある。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性がある。

2. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額減損損失 なし

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施している。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としている。

固定資産の減損損失の認識、測定においては、一定の仮定

第3. 会計上の見積りに関する注記

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産7,558千円（繰延税金負債との相殺前）

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っている。

次年度以降の課税所得の見積りについては、令和5年3月に作成した将来業績予測表を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っている。

しかし、これらの見積りは、将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受ける。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性がある。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性がある。

2. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額減損損失 なし

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施している。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としている。

固定資産の減損損失の認識、測定においては、一定の仮定

を設定して算出している。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性がある。

3. 貸倒引当金

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金
66,678千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

① 算定方法

「第1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「4. 引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載している。

② 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」である。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定している。

③ 翌事業年度に係る計算書類に与える影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性がある。

第5. 誤謬の訂正に関する注記

平成25年度決算における減損損失計上時に、再評価に係る繰延税金負債83,043千円及び土地再評価差額金217,838千円を過大に取り崩していた。

当該誤謬の訂正を行った結果、当事業年度期首における純資産額は83,043千円減少している。

第6. 貸借対照表に関する注記

1. 固定資産の圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は363,535千円であり、その内訳は次のとおりである。

建物	277,086千円
建物附属設備	83,544千円
構築物	2,905千円

2. 担保に供している資産

以下の資産は、為替決済保証金の担保に供している。

定期預金	1,200,000千円
------	-------------

3. 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務の総額

子会社等に対する金銭債権の総額	232,105千円
子会社等に対する金銭債務の総額	17,455千円

4. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務の総額

理事、監事に対する金銭債権の総額	215,365千円
理事、監事に対する金銭債務の総額	開示すべき債務はなし

5. 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額並びにその合計額

(単位：千円)

区 分	金 額
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	—
危険債権額	340,224
3月以上延滞債権額	—
貸出条件緩和債権額	80,648
合 計 額	420,872

(注)上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額である。

(1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により

を設定して算出している。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性がある。

3. 貸倒引当金

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金
1,020千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

① 算定方法

「第1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「4. 引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載している。

② 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」である。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定している。

③ 翌事業年度に係る計算書類に与える影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性がある。

第4. 貸借対照表に関する注記

1. 固定資産の圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は363,535千円であり、その内訳は次のとおりである。

建物	277,086千円
建物附属設備	83,544千円
構築物	2,905千円

2. 担保に供している資産

以下の資産は、為替決済保証金の担保に供している。

定期預金	1,200,000千円
------	-------------

3. 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務の総額

子会社等に対する金銭債権の総額	18,899千円
子会社等に対する金銭債務の総額	32,087千円

4. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務の総額

理事、監事に対する金銭債権の総額	197,441千円
理事、監事に対する金銭債務の総額	開示すべき債務はなし

5. 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額並びにその合計額

(単位：千円)

区 分	金 額
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	—
危険債権額	176,751
三月以上延滞債権額	—
貸出条件緩和債権額	77,565
合 計 額	254,315

(注)上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額である。

(1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により

経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権である。

- (2) 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）である。
- (3) 3月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものである。
- (4) 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び3月以上延滞債権に該当しないものである。

6. 土地の再評価に関する法律に基づく再評価を行った場合の同法第3条第3項に規定する再評価の方法及び同法第10条に規定する差額

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成11年3月31日公布法律第24号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上している。

(1) 再評価を行った年月日 平成11年3月31日

(2) 同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める、当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格（固定資産税評価額）に合理的な調整を行って算出した。

第7. 損益計算書に関する注記

1. 子会社等との取引高の総額

(1) 子会社等との取引による収益総額	4,797千円
うち事業取引高	3,597千円
うち事業取引以外の取引高	1,200千円
(2) 子会社等との取引による費用総額	7,721千円
うち事業取引高	0千円
うち事業取引以外の取引高	7,721千円

第8. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を佐賀県信用農業協同組合連合会へ預けて運用を行っている。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクにさらされている。

営業債権である経済事業未収金は、組合員等の信用リスクにさらされている。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権である。

- (2) 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）である。
- (3) 3月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものである。
- (4) 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び3月以上延滞債権に該当しないものである。

6. 土地の再評価に関する法律に基づく再評価を行った場合の同法第3条第3項に規定する再評価の方法及び同法第10条に規定する差額

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成11年3月31日公布法律第24号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上している。

(1) 再評価を行った年月日 平成11年3月31日

(2) 再評価を行った土地の期末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額 15,114千円

(3) 同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める、当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格（固定資産税評価額）に合理的な調整を行って算出した。

第5. 損益計算書に関する注記

1. 子会社等との取引高の総額

(1) 子会社等との取引による収益総額	1,547千円
うち事業取引高	347千円
うち事業取引以外の取引高	1,200千円
(2) 子会社等との取引による費用総額	170,598千円
うち事業取引高	0千円
うち事業取引以外の取引高	170,598千円

第6. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を佐賀県信用農業協同組合連合会へ預けて運用を行っている。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクにさらされている。

営業債権である経済事業未収金は、組合員等の信用リスクにさらされている。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、経営戦略の『意思決定（理事会）』、『執行（金融共済部）』、『結果の監視（総務管理部）』の各機能を組織的に分離・独立させ、相互に牽制しあう体制を構築しており、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定している。また、通常の貸出取引については、2次審査部署を設置し、与信審査を行っている。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っている。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っている。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組むとともに、毎月、債権管理委員会を理事会と同時に開催している。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の引当・償却基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めている。

②市場リスクの管理

当組合では、金利リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っている。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めている。

（市場リスクに係る定量的情報）

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品である。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、貯金及び借入金である。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用している。金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.07%上昇したものと想定した場合には、経済価値が19,963千円減少するものと把握している。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していない。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性がある。なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行案件についても含めて計算している。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めている。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っている。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれている。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもある。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれら

当組合は、経営戦略の『意思決定（理事会）』、『執行（金融共済部）』、『結果の監視（総務管理部）』の各機能を組織的に分離・独立させ、相互に牽制しあう体制を構築しており、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定している。また、通常の貸出取引については、2次審査部署を設置し、与信審査を行っている。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っている。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っている。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組むとともに、毎月、債権管理委員会を理事会と同時に開催している。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の引当・償却基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めている。

②市場リスクの管理

当組合では、金利リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っている。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めている。

（市場リスクに係る定量的情報）

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品である。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、貯金及び借入金である。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用している。金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.29%上昇したものと想定した場合には、経済価値が77,026千円減少するものと把握している。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していない。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性がある。なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行案件についても含めて計算している。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めている。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っている。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれている。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもある。

なお、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日）を当事業年度から適用している。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれら

の差額は、次のとおりである。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず(3)に記載している。また、借入金は令和4年4月に全額繰上償還予定であり、経済事業未収金および経済事業未払金は主に短期間で決済されるため、これらは時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略している。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預 金	29,088,077	29,088,809	732
貸 出 金	12,599,867		
貸倒引当金(*1)	△66,670		
貸倒引当金控除後	12,533,197	12,919,300	386,103
資 産 計	41,621,274	42,008,109	386,835
貯 金	42,364,280	42,384,677	20,397
負 債 計	42,364,280	42,384,677	20,397

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除している。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価と帳簿価額が近似していることから、当該帳簿価額によっている。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ (Overnight Index Swap。以下「OIS」という。) のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定している。

② 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっている。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定している。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定している。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としている。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしている。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定している。

(3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていない。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外 部 出 資 (*1)	708,345
合 計	708,345

(*1) 外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」第5項に基づき、時価開示の対象とはしていない。

の差額は、次のとおりである。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず(3)に記載している。また、借入金は令和4年4月に全額繰上償還予定であり、経済事業未収金および経済事業未払金は主に短期間で決済されるため、これらは時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略している。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預 金	30,736,728	30,734,889	△1,839
貸 出 金	14,106,317		
貸倒引当金(*1)	△1,019		
貸倒引当金控除後	14,105,298	14,410,055	304,757
資 産 計	44,842,026	45,144,944	302,918
貯 金	45,084,792	45,094,751	9,959
負 債 計	45,084,792	45,094,751	9,959

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除している。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価と帳簿価額が近似していることから、当該帳簿価額によっている。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ (Overnight Index Swap。以下「OIS」という。) のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定している。

② 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっている。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定している。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定している。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としている。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしている。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定している。

(3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていない。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外 部 出 資 (*1)	708,345
合 計	708,345

(4) 金銭債権の決算日後の償還予定額 (単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預 金	29,088,077	-	-	-	-	-
貸 出 金 (*1,2,3)	778,853	837,750	745,604	707,449	670,192	8,572,810
経済事業未収金	7,096	-	-	-	-	-
合 計	29,874,026	837,750	745,604	707,449	670,192	8,572,810

- (*1) 貸出金のうち、当座貸越60,397千円については「1年以内」に含めている。
- (*2) 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権及び期限の利益を喪失した債権等282,909千円は償還の予定が見込まれないため、含めていない。
- (*3) 貸出金の分割実行案件のうち、貸出決定金額の一部実行案件4,300千円は償還日が特定できないため、含めていない。

(5) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額 (単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯 金 (*1)	38,994,773	795,297	1,487,526	383,878	699,134	3,235
借 入 金 (*2)	111,422	-	-	-	-	-
合 計	39,106,195	795,297	1,487,526	383,878	699,134	3,235

- (*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めている。
- (*2) 借入金は設備借入金111,422千円である。当該借入金は、令和4年4月に全額繰上返済の予定である。

第9. 有価証券に関する注記

1. 当事業年度中に減損処理を行った有価証券
当事業年度中において、減損処理を行った有価証券はない。

第10. 退職給付に関する注記

1. 退職給付に係る注記
 - (1) 採用している退職給付制度の概要
職員の退職給付に備えるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しており、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付型年金制度を採用している。
なお、退職給付債務・退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用している。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表 (単位：千円)

項 目	金 額
期首における退職給付引当金	10,864
退 職 給 付 費 用	11,241
退 職 給 付 の 支 払 額	△12,550
確定給付型年金制度への拠出金	△4,032
期末における退職給付引当金	5,524

(3) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表 (単位：千円)

項 目	金 額
退 職 給 付 債 務	111,451
確 定 給 付 型 年 金 制 度	△105,927
退 職 給 付 引 当 金	5,524

(4) 金銭債権の決算日後の償還予定額 (単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預 金	30,736,728	-	-	-	-	-
貸 出 金 (*1)	1,028,676	817,370	809,155	771,023	706,313	9,973,780
経済事業未収金	9,567	-	-	-	-	-
合 計	31,774,971	817,370	809,155	771,023	706,313	9,973,780

- (*1) 貸出金のうち、当座貸越60,680千円については「1年以内」に含めている。

(5) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額 (単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯 金 (*1)	41,804,463	1,444,506	519,351	674,268	637,713	4,490
合 計	41,804,463	1,444,506	519,351	674,268	637,713	4,490

- (*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めている。

第7. 有価証券に関する注記

1. 当事業年度中に減損処理を行った有価証券
当事業年度中において、減損処理を行った有価証券はない。

第8. 退職給付に関する注記

1. 退職給付に係る注記
 - (1) 採用している退職給付制度の概要
職員の退職給付に備えるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しており、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付型年金制度を採用している。
なお、退職給付債務・退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用している。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表 (単位：千円)

項 目	金 額
期首における退職給付引当金	5,524
退 職 給 付 費 用	7,731
退 職 給 付 の 支 払 額	-
確定給付型年金制度への拠出金	△3,744
期末における退職給付引当金	9,511

(3) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表 (単位：千円)

項 目	金 額
退 職 給 付 債 務	120,151
確 定 給 付 型 年 金 制 度	110,640
退 職 給 付 引 当 金	9,511

(4) 退職給付に関する損益

(単位：千円)

項目	金額
簡便法で計算した退職給付費用	11,241

2. 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち法定福利費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金2,585千円を含めて計上している。

なお、同組合より示された令和4年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、25,998千円となっている。

第11. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

(単位：千円)

項目	金額
繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	7,403
退職給付引当金超過額	1,525
役員退職慰労引当金超過額	7,066
未収貸付金利息否認額	14
債権の直接償却有税分	1,283
賞与引当金超過額	2,623
未払事業税	4,004
減価償却費償却超過額	1,826
その他	30
繰延税金資産小計	25,774
評価性引当額	△ 16,291
繰延税金資産合計(A)	9,483
繰延税金負債	
繰延税金負債合計(B)	—
繰延税金資産の純額(A)+(B)	9,483

第12. 収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

「第1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 5.収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略している。

第13. その他の注記

当座貸越契約及び貸出金に係る融資未実行残高について

当座貸越契約、総合口座貸越契約、カードローン契約及び貸出金は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約である。これらの契約に係る融資未実行残高は201,640千円である。

(4) 退職給付に関する損益

(単位：千円)

項目	金額
簡便法で計算した退職給付費用	7,731

2. 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち法定福利費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金2,624千円を含めて計上している。

なお、同組合より示された令和5年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、22,890千円となっている。

第9. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

(単位：千円)

項目	金額
繰延税金資産	
退職給付引当金超過額	2,625
役員退職慰労引当金超過額	8,983
未収貸付金利息否認額	17
債権の直接償却有税分	1,283
賞与引当金超過額	2,595
未払事業税	696
減価償却費償却超過額	2,247
その他	36
繰延税金資産小計	18,482
評価性引当額	△ 10,924
繰延税金資産合計(A)	7,558
繰延税金負債	
繰延税金負債合計(B)	—
繰延税金資産の純額(A)+(B)	7,558

2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

(単位：%)

法定実効税率	27.6
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.0
事業分量配当金	△ 0.8
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 2.5
住民税均等割等	0.5
評価性引当額の増減	2.6
その他	△ 0.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.0

第10. 収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

「第1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 5.収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略している。

第11. その他の注記

当座貸越契約及び貸出金に係る融資未実行残高について

当座貸越契約及び貸出金に係る融資未実行残高について
当座貸越契約、総合口座貸越契約、カードローン契約及び貸出金は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約である。これらの契約に係る融資未実行残高は173,505千円である。

(9)連結剰余金計算書

(単位：千円)

科 目	令和3年度	令和4年度
(資本剰余金の部)		
1 資本剰余金期首残高	322	322
2 資本剰余金増加高	—	—
3 資本剰余金減少高	—	—
4 資本剰余金期末残高	322	322
(利益剰余金の部)		
1 利益剰余金期首残高	987,748	1,160,615
2 利益剰余金増加高	178,812	56,163
当期剰余金	△ 83,429	56,163
土地再評価差額金取崩額	262,240	—
3 利益剰余金減少高	5,942	4,702
配 当 金	5,942	4,702
4 利益剰余金期末残高	1,160,617	1,212,077

(10)農協法に基づく開示債権

(単位：百万円) (注)

区 分	令和3年度	令和4年度	増 減
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	—	—	—
危険債権額	340	177	△ 163
三月以上延滞債権額	—	—	—
貸出条件緩和債権額	81	78	△ 3
小 計	421	254	△ 167
正常債権額	12,753	13,925	1,172
合 計	13,174	14,180	1,006

- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。
- 危険債権
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。
- 三月以上延滞債権
元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。
- 貸出条件緩和債権
債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権および三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。
- 正常債権
債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

(11)連結事業年度の事業別事業収益等

(単位：百万円)

区 分	項 目	令和3年度	令和4年度
信用事業	事業収益	285	335
	経常利益	46	110
	資産の額	41,736	44,951
共済事業	事業収益	78	62
	経常利益	13	△ 5
	資産の額	0	0
農業関連事業	事業収益	21	16
	経常利益	△ 10	△ 7
	資産の額	84	39
その他事業	事業収益	115	99
	経常利益	△ 7	△ 17
	資産の額	2,650	2,171
計	事業収益	499	511
	経常利益	41	79
	資産の額	44,470	47,161

2. 連結自己資本の充実の状況

◇連結自己資本比率の状況

令和5年3月末における連結自己資本比率は、11.45%となりました。
連結自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○普通出資による資本調達額

項 目	内 容
発行主体	佐賀市中央農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	510百万円(前年度422百万円)

当JAは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当JAが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

(1)自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

項 目	令和3年度	令和4年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	1,575	1,709
うち、出資金及び資本剰余金の額	423	510
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	1,161	1,210
うち、外部流出予定額 (△)	△7	△7
うち、上記以外に該当するものの額	△1	△4
コア資本に算入される評価・換算差額等	—	—
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1	1
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	1	1
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	14	7
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	1,590	1,717
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。)の額の合計額	—	—
うち、のれんに係るもの(のれん相当額を含む)の額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	—	—

(単位：百万円、%)

項 目	令和3年度	令和4年度
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	—	—
自己資本		
自己資本の額 (イ) - (ロ) (ハ)	1,590	1,717
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	13,847	14,223
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	152	152
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	152	152
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	779	776
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	14,626	14,998
連結自己資本比率		
連結自己資本比率 (ハ) / (ニ)	10.87	11.45

(注)

- 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しています。
- 当連結グループは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。
- 当連結グループが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット	令和3年度			令和4年度		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	88	—	—	81	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	1,599	—	—	1,040	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	29,089	5,818	233	30,739	6,148	246
法人等向け	50	50	2	5	5	0
中小企業向け及び個人向け	330	153	6	533	277	11
抵当権付住宅ローン	2,524	867	35	2,494	820	33
不動産取得等事業向け	812	804	32	1,152	1,149	46
三ヵ月以上延滞等	313	350	14	—	—	—
取立未済手形	9	2	0	6	1	0
信用保証協会等保証付	5,653	563	23	6,830	682	27
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
共済約款貸付	—	—	—	—	—	—
出資等	92	92	4	92	92	4
（うち出資等のエクスポージャー）	92	92	4	92	92	4
（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
上記以外	3,809	4,689	188	4,031	4,786	192
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
（うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	617	1,542	62	617	1,542	62
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
（うち上記以外のエクスポージャー）	3,192	3,147	126	3,414	3,244	130
証券化	—	—	—	—	—	—
（うちSTC要件適用分）	—	—	—	—	—	—
（うち非STC適用分）	—	—	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—	—	—
（うちルックスルー方式）	—	—	—	—	—	—
（うちマンドレート方式）	—	—	—	—	—	—
（うち蓋然性方式250%）	—	—	—	—	—	—
（うち蓋然性方式400%）	—	—	—	—	—	—
（うちフォールバック方式）	—	—	—	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	152	6	—	152	6
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(Δ)	—	—	—	—	—	—
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	44,368	13,540	543	47,003	14,112	565
CVAリスク相当額÷8%	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—	—	—
合計（信用リスク・アセットの額）	44,368	13,540	543	47,003	14,112	565
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 ＜基礎的手法＞	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	a	所要自己資本額 b=a×4%	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	a	所要自己資本額 b=a×4%
	779		31	776		31
所要自己資本額計	リスク・アセット等 (分母) 計a		所要自己資本額 b=a×4%	リスク・アセット等 (分母) 計a		所要自己資本額 b=a×4%
	14,626		585	14,998		600

(注)

1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額をエクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三ヵ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額及び調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセット額に算入したものが該当します。
6. 「上記以外」には、その他の資産（固定資産等）が含まれています。
7. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

$$\frac{\text{〈オペレーショナル・リスク相当額8\%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）〉}}{\text{（粗利益（正の値の場合に限る）×15\%）の直近3年間の合計額}} \div 8\%$$

(3)信用リスクに関する事項

①リスク管理の方法及び手続の概要

当連結グループでは、JA以外で与信を行っていないため、連結グループにおける信用リスク管理の方針及び手続等は定めていません。JAの信用リスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（p.11）をご参照ください。

②標準的手法に関する事項

連結自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター(R & I)
株式会社日本格付研究所(J C R)
ムーディーズ・インバスターズ・サービス・インク(M o o d y ' s)
S&Pグローバル・レーティング (S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(F i t c h)

(注) 「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー (長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー (短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

③信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び
三ヶ月以上延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

区 分	令和3年度				令和4年度				
	信用リス クに関す るエク スポー ジャー の残高	う ち		三ヶ月以 上延滞エ クスポー ジャー	信用リス クに関す るエク スポー ジャー の残高	う ち		三ヶ月以 上延滞エ クスポー ジャー	
		貸出金等	債 券			貸出金等	債 券		
法人	農 業	-	-	-	-	-	-	-	-
	林 業	-	-	-	-	-	-	-	-
	水 産 業	-	-	-	-	-	-	-	-
	製 造 業	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉱 業	-	-	-	-	-	-	-	-
	建 設 ・ 不 動 産 業	277	277	-	-	262	262	-	-
	電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	-	-	-	-	-	-	-	-
	運 輸 ・ 通 信 業	-	-	-	-	-	-	-	-
	金 融 ・ 保 険 業	29,089	-	-	-	30,739	-	-	-
	卸 売 ・ 小 売 ・ 飲 食 ・ サ ー ビ ス 業	-	-	-	-	-	-	-	-
	日 本 国 政 府 ・ 地 方 公 共 団 体	1,599	1,050	-	-	1,040	1,040	-	-
	上 記 以 外	777	5	-	-	926	157	-	-
個 人	11,507	11,507	-	313	12,673	12,673	-	-	
そ の 他	1,119	-	-	-	1,363	-	-	-	
業 種 別 残 高 計	44,368	12,839	-	313	47,003	14,133	-	-	
残 存 期 間 別 残 高 計	1 年 以 下	29,812	174	-	30,413	223	-	-	
	1 年 超 3 年 以 下	317	317	-	703	153	-	-	
	3 年 超 5 年 以 下	390	390	-	479	479	-	-	
	5 年 超 7 年 以 下	385	385	-	363	363	-	-	
	7 年 超 10 年 以 下	936	936	-	1,060	1,060	-	-	
	10 年 超	10,264	10,264	-	11,688	11,688	-	-	
	期 限 の 定 め の な い も の	2,264	374	-	2,297	168	-	-	
残 存 期 間 別 残 高 計	44,368	12,839	-	47,003	14,133	-	-		

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「三ヶ月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三ヶ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
3. 当連結グループでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

④貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

（単位：百万円）

区 分	令和3年度				令和4年度				
	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額	
			目的使用	その他				目的使用	その他
一 般 貸 倒 引 当 金	1	1	-	1	1	1	-	1	1
個 別 貸 倒 引 当 金	46	66	-	46	66	66	-	50	16

⑤業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

区 分	令和3年度						令和4年度					
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却
			目的 使用	その他					目的 使用	その他		
法人	農業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	電気・ガス・ 熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸売・小売・ 飲食・サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	上記以外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個人	46	66	-	46	66	-	-	-	-	-	-	
業種別計	46	66	-	46	66	-	-	-	-	-	-	

(注)

1. 当連結グループでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

⑥信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

区 分	令和3年度			令和4年度			
	格付 あり	格付 なし	計	格付 あり	格付 なし	計	
信用 リスク 削減 効果 勘案 後 残高	リスク・ウェイト0%	-	1,793	1,793	-	1,211	1,211
	リスク・ウェイト2%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウェイト4%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウェイト10%	-	5,705	5,705	-	6,876	6,876
	リスク・ウェイト20%	-	29,214	29,214	-	31,323	31,323
	リスク・ウェイト35%	-	2,463	2,463	-	2,195	2,195
	リスク・ウェイト50%	-	51	51	-	-	-
	リスク・ウェイト75%	-	173	173	-	330	330
	リスク・ウェイト100%	-	4,241	4,241	-	4,601	4,601
	リスク・ウェイト150%	-	262	262	-	-	-
	リスク・ウェイト250%	-	617	617	-	617	617
そ の 他	-	-	-	-	-	-	
リスク・ウェイト1250%	-	-	-	-	-	-	
計	-	44,519	44,519	-	47,154	47,154	

(注)

1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みません。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

(4)信用リスク削減手法に関する事項

①信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結自己資本比率の算出にあって、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」において定めています。信用リスク削減手法の適用及び管理方針、手続は、JAのリスク管理の方針及び手続に準じて行っています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（p.56）をご参照ください。

②信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

（単位：百万円）

区 分	令和3年度		令和4年度	
	適格金融 資産担保	保 証	適格金融 資産担保	保 証
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関向け及び第一種 金融商品取引業者向け	—	—	—	—
法人等向け	—	—	—	—
中小企業等向け及び個人向け	—	114	5	153
抵当権住宅ローン	—	46	—	280
不動産取得等事業向け	—	—	—	—
三ヵ月以上延滞等	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—
その他	—	27	—	206
合 計	—	186	5	639

（注）

- 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
- 「三ヵ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
- 「その他」には、現金及び上記以外の資産（固定資産等）が含まれます。

(5)派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

(6)証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

(7)オペレーショナル・リスクに関する事項

①オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかるオペレーショナル・リスク管理は、子会社においてはJAのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（p.11）をご参照ください。

(8)出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

①出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかる出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理は、子会社においてはJAのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（p.57）をご参照ください。

②出資その他これに類するエクスポージャーの連結貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	令和3年度		令和4年度	
	連結貸借対照表計上額	時価評価額	連結貸借対照表計上額	時価評価額
上場	—	—	—	—
非上場	708	708	708	708
合計	708	708	708	708

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表額の合計額です。

③出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

該当する取引はありません。

④連結貸借対照表で認識され、連結損益計算書で認識されない評価損益の額
(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

該当する取引はありません。

⑤連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額
(子会社・関連会社株式の評価損益等)

該当する取引はありません。

(9)リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

	令和3年度	令和4年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	—	—
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

(10)金利リスクに関する事項

①金利リスクの算定手法の概要

連結グループの金利リスク算定手法は、JAの金利リスクの算定方法に準じた手法により行っています。JAの金利リスクの算定手法は、単体の開示内容(p.58)をご参照ください。

②金利リスクに関する事項

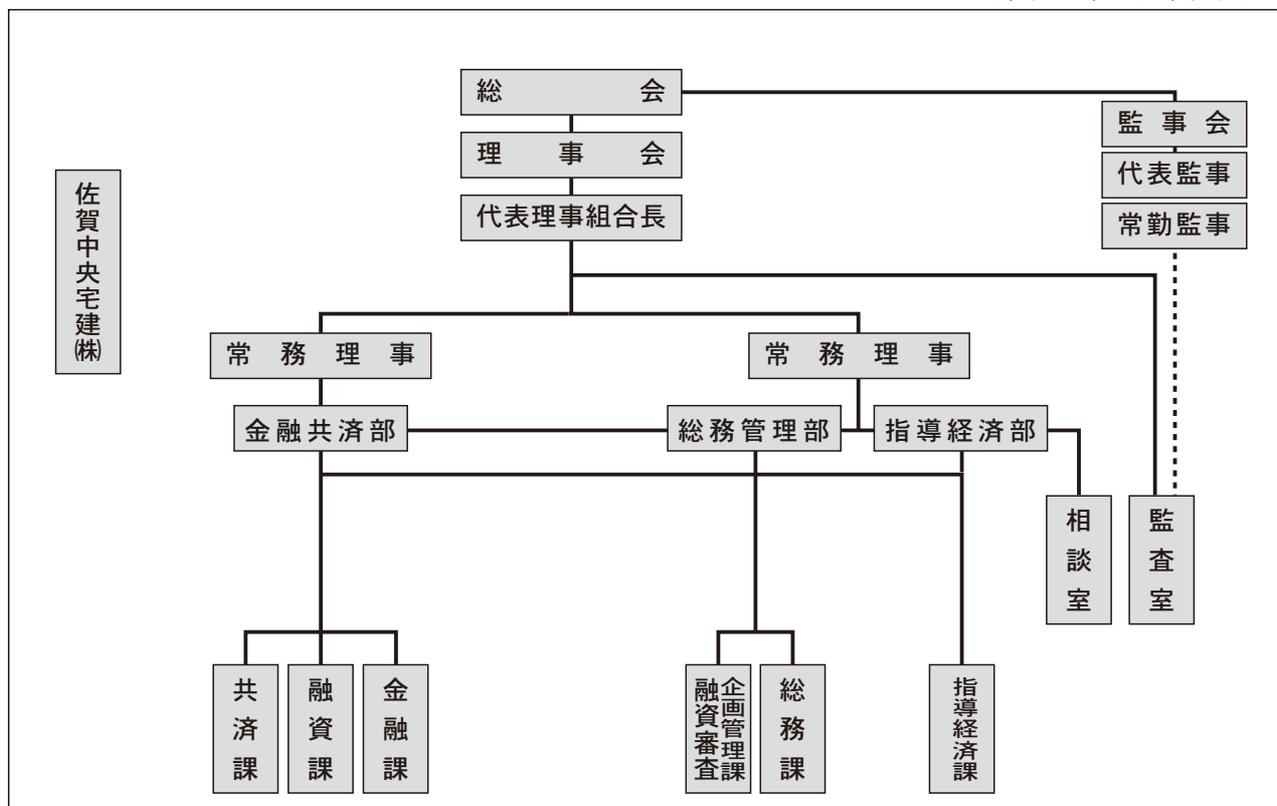
(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク					
項番		△EVE		△NII	
		令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
1	上方パラレルシフト	294	293	84	66
2	下方パラレルシフト	0	0	0	0
3	スティープ化	195	195		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	60	57		
6	短期金利低下	0	0		
7	最大値	294	293	84	66
		令和3年度		令和4年度	
8	自己資本の額	1,428		1,551	

【JAの概要】

1. 機構図

(令和5年6月末現在)



2. 役員構成

(令和5年6月末現在)

役職名	氏名	担当その他
代表理事組合長	飯盛 啓次	
常務理事	中元寺 登	信用・共済事業担当
"	堤 郁	総務管理、指導経済事業担当
理事	山田 雅順	
"	野田 政光	
"	鳴海 益江	
"	大坪 敬子	
"	井崎 秀樹	
代表監事	副島浩一郎	員外監事
常勤監事	中倉 浩樹	

3. 会計監査人の名称

みのり監査法人 (令和5年6月現在)

所在地 東京都港区芝5-29-11 G-BASE田町14階

4. 組合員数

(単位：人、団体・令和5年3月現在)

区 分	令和3年度	令和4年度	増 減
正組合員	92	92	0
個人	91	91	0
法人	1	1	0
准組合員	5,487	5,596	109
個人	5,481	5,590	109
法人	6	6	0
合 計	5,579	5,688	109

5. 組合員組織の状況

(令和5年6月末現在)

組 織 名	代 表 者 氏 名	構 成 員 数
生 産 組 合	古 賀 正 信	91人
J A 青 壯 年 部	野 田 政 光	6人
J A 女 性 部	鳴 海 益 江	31人

6. 特定信用事業代理業者の状況

(令和5年6月末現在)

区 分	名 称	主たる事務所所在地	事務所の所在地
特定信用事業代理業者	—	—	—

7. 地区一覧

佐賀市(富士町・三瀬村・大和町・諸富町・川副町・東与賀町・久保田町を除く)

8. 沿革・あゆみ

沿	昭和15年12月10日	保証責任佐賀市信用販売購買利用組合設立
	昭和19年4月24日	同上解散
	昭和19年4月24日	佐賀市農業会設立
	昭和23年8月15日	同上解散
革	昭和23年5月27日	佐賀市農業協同組合設立
	昭和29年9月22日	佐賀市中央農業協同組合と名称変更

昭和 年 和 度	中 央 農 協 の あ ゆ み
20	農業改革進む
22	農業法公布（11月19日）
23	佐賀市農協として設立（5月27日）
26	再建設備の指定
29	地域婦人会積金の推進始まる
30	事務所新築農協青年部結成
32	農協婦人部結成
35	のりみず事業開設（38年迄）貯金1億円突破
36	文化会館新設（11月）組合長南米視察佐賀米作り運動始まる
37	食肉販売店開設（7月）貯金2億円突破 新佐賀米作り運動始まる
38	冷凍倉庫 新設 貯金3億円突破 鬼丸・西神野協同養鶏場開設
39	「組合員の生産規模拡大・農外所得拡大」38年～40年指導強化推進
40	鶏卵選別機新設（5月）西田代支所開設（11月）LPガス事業開設 八戸支店新築（西田代支店移転）中折支店開設（10月）
43	貯金10億円突破 創立20周年記念式典開催
45	米生産調整始まる 貯金15億円突破
46	本店新築落成（11月）多布施支店開設 貯金20億円突破
47	神野支店新築開店（10月）多布施支店新築 貯金26億円突破
48	創立25周年記念式典開催 貯金27億円突破
49	新家支店新築開店（10月）年度末貯金42億円突破 冷凍倉庫閉鎖 佐賀市中央宅建設立（4月）
50	沖縄国際海洋博観光実施（9月）
51	本店増築工事落成（12月）
52	中折支店新築移転（8月）貯金68億円突破 組合長北南米視察（10月） 米生産調整強化さる 自給みそ作り施設完成（9月）
53	農協創立30周年記念式典（10月）
54	台湾観光積金旅行実施（5月）八戸支店新築移転（9月） CD設置（西友）貯金82億円突破
55	農業資材倉庫落成（4月）オンライン開通（本店）
56	鬼丸支店新築開店（12月）貯金100億円突破 オンライン開通（八戸・新家）支店
57	オンライン開通（中折・多布施・神野）支店 信州アルペン能登の旅実施
58	オンライン開通鬼丸支店（9月）創立35周年記念式典（11月）
59	木塚組合長勇退 全銀内為制度加盟（8月）
60	木塚前組合長叙勲祝賀会（7月）青空朝市（8月） 本店・中折支店CD開通（10月）ふれあい広場（12月）
61	神野支店CD開通（3月）文化会館解体（6月） 青空朝市（8月）ふれあい広場（12月）研修センター落成（1月）
62	青空朝市（8月）中国積金友の会旅行実施（10月） 初代組合長木塚常雄氏合同葬儀（11月）ふれあい広場（12月） 中央米穀店オープン（3月）貯金140億円突破（3月） 長期共済新契約戸当り日本一達成（3月）
平成 2 年 度	<ul style="list-style-type: none"> ●水害による臨時休業（7月2日） ●米輸入自由化阻止全国大会（9月25日） ●農協経営問題研究会（11月9日） ●礼宮文仁親王「結婚の議」（6月29日）

平成3年度	<ul style="list-style-type: none"> ●アグネス開通式（7月1日） ●台風17号19号上陸。農産物住宅等被害甚大（9月14日・29日） ●定期積金友の会旅行〔中国〕（10月） ●第22回佐賀県農業大会（11月19日） ●神野支店落成式（11月25日） ●長崎県雲仙岳で火砕流連続発生（6月3日）
平成4年度	<ul style="list-style-type: none"> ●米市場開放阻止全国大会（6月17日） ●本店ATM新機導入（7月10日） ●本店改装工事（10月） ●米を守る国民総決起大会（12月15日）
平成5年度	<ul style="list-style-type: none"> ●共済事業創業40年ふれあいキャンペーンの集い（6月4日） ●定期積金友の会旅行〔東北〕（10月） ●例外なき関税化拒否市場開放阻止国民総決起大会（11月10日） ●コメ輸入自由化阻止ハンガーストライキ（青年部）（12月8日） ●コメ市場部分開放受け入れ（12月14日） ●皇太子「結婚の議」（6月9日）
平成6年度	<ul style="list-style-type: none"> ●平成6年産米全量集荷佐賀県大会（10月1日） ●第23回JA佐賀県大会（11月14日） ●支店統廃合説明会（11月15・16日） ●臨時総会（11月29日） ●八戸・中折・鬼丸支店閉鎖（3月17日） ●多布施支店オープニング式典（3月20日）
平成7年度	<ul style="list-style-type: none"> ●阪神大震災（1月17日） ●日本経済ではバブル崩壊による不良債権発生による住専問題等金融機関の倒産が相次ぐ。日本の金融不安が世界的に広がり、金利についても低金利時代が長引く。 ●定期積金友の会旅行〔北海道〕（7月） ●新食糧法に関する要求実現佐賀県大会（9月28日） ●JA年金友の会役員佐賀県大会（第1回）（10月17日） ●新食糧法施行（11月1日） ●九オン次期システムスタート（2月13日）
平成8年度	<ul style="list-style-type: none"> ●〇157問題発生 ●佐賀県JA金融推進大会（7月2日） ●低温倉庫工事清め式（8月19日） ●定期積金友の会旅行 佐渡観光（10月6日～9日） ●水田農業政策価格対策確立大会（東京）（11月7日） ●共済友の会旅行（平戸）（2月12日～13日） ●佐賀市農林水産まつり
平成9年度	<ul style="list-style-type: none"> ●季楽神野店落成（4月9日） ●平成9年度計画出荷米確保総決起大会（7月29日） ●第21回JA全国大会（10月14日） ●定期積金友の会沖繩観光旅行（11月4日） ●農協創立50周年記念式典（11月13日） ●農協法公布50周年記念集会（1月9日） ●佐賀JA共済長期保有高5兆円達成大会（2月12日）
平成10年度	<ul style="list-style-type: none"> ●農協創立50周年記念定期貯金抽選会（4月13日） ●平成9年度JA共済優績組合表彰式典（5月21日） ●平成10年度佐賀県JA金融推進大会（6月27日） ●水田営農確立対策全国代表者集会（10月28日） ●定期積金友の会 天の橋立・丹後半島・京都旅行（11月17日～11月20日） ●第14回ふれあい広場開催（12月27日） ●さが農業まつり（1月27日～31日）
平成11年度	<ul style="list-style-type: none"> ●平成10年度JA共済全国優績組合表彰式典（5月19日～24日） ●佐賀県JA金融推進大会（10月9日） ●定期積金友の会旅行、四国（11月9日～12日） ●第15回ふれあい広場（12月28日） ●2000年さが農業まつり（1月26日～30日） ●女性部研修旅行、大分（2月22日～23日） ●第19回佐賀市農林水産まつり（3月4日～5日）

平成12年度	<ul style="list-style-type: none"> ●年金友の会総会（5月11日） ●第52回通常総会（6月6日 木塚公雄新組合長就任） ●第16回青空朝市（8月11日） ●定期積金友の会旅行（八丈島・横浜・潮来）（11月7日～10日） ●第9回夢咲小町イベント ●共済友の会旅行（別府 2月14日～15日）
平成13年度	<ul style="list-style-type: none"> ●佐賀中央宅建リニューアルオープン（6月1日） ●感謝市開催（8月11日） ●定期積金友の会旅行（立山アルペンルートと能登・飛騨路の旅）（9月26日～29日） ●神野支店リニューアルオープン10周年イベント（11月12日～16日） ●夢咲小町イベント（阿蘇で遊ぼうツアー11月3日、ライオンキング観劇ツアー1月19日） ●家の光全国大会普及率表彰（2月13日）
平成14年度	<ul style="list-style-type: none"> ●本店・神野支店ATM新機種に更新 ●定期積金友の会旅行（見どころ満載東北4日間）（9月18日～21日） ●夢咲小町イベント（ユニバーサル・スタジオ・ジャパン）（10月19、20日）
平成15年度	<ul style="list-style-type: none"> ●定期積金友の会旅行「富士、伊豆、東京」（9月17日～20日） ●食材宅配事業スタート（10月） ●COMPASS-JA稼動（10月） ●第25回JA佐賀県大会（12月） ●無洗米機稼動 ●農産物検査登録
平成16年度	<ul style="list-style-type: none"> ●休日「ローン相談会」スタート（4月） ●「JASTEM」稼動（5月） ●ヘリ防除実験開始（8月） ●定期積金友の会旅行「北海道」（9月8日～11日） ●「印鑑照合照会システム」稼動（11月） ●県域JA合併研究協議会スタート
平成17年度	<ul style="list-style-type: none"> ●個人情報保護法施行 ●県下JA貯金「8,000億円」必達推進運動 ●県域JA合併推進協議会発足（7月1日） ●定期積金旅行「北陸・東北」 ●本店リニューアル・オープン（11月）
平成18年度	<ul style="list-style-type: none"> ●農業生産法人「アグリビズ」設立 ●井崎勝見前組合長旭日小綬章受章 ●青壮年部中国視察研修旅行 ●ICキャッシュカード発行開始 ●「開運定期」発売
平成19年度	<ul style="list-style-type: none"> ●品目横断的経営安定対策（水田経営所得安定対策）スタート ●特典付定期積金「積キング」発売 ●定期積金旅行「甲州路・善光寺・日光東照宮」 ●幼稚園児「田植・稲刈り」体験実習 ●女性部ハワイ視察研修
平成20年度	<ul style="list-style-type: none"> ●JA創立60周年記念定期貯金「米・ドリーム定期」発売 ●「やっぱり国産・佐賀県産農畜産物推進運動」街頭キャンペーン ●農業生産法人アグリビズ経営農産物直売所「米菜クック」オープン ●米麦研究会・青壮年部合同海外視察研修（香港・マカオ） ●定期積金旅行（熊野古道と伊勢神宮・奈良東大寺・法隆寺）
平成21年度	<ul style="list-style-type: none"> ●ジャストミート定期貯金発売 ●夢咲小町イベント「阿蘇・大自然満喫ツアー」 ●第27回JA佐賀県大会 ●JAバンク全国大会優績組合表彰 ●ミャンマー連邦現地確認調査 ●「よい食プロジェクト」街宣活動

平成22年度	<ul style="list-style-type: none"> ● J A 佐賀市中央青色申告会設立 ● 女性部による助け合い組織「さかえ会」発足 ● 「J Aバンク」・「J A共済」全国大会優績組合表彰 ● 戸別所得補償制度本格実施 ● TPP（環太平洋連携協定）への参加阻止運動展開 ● 東日本大震災 J A グループ復興支援活動
平成23年度	<ul style="list-style-type: none"> ● 東日本大震災復興支援活動職員派遣 ● 年金友の会会員1,000名突破 ● TPP（環太平洋連携協定）交渉参加阻止運動の継続展開 ● 文書管理システム稼働
平成24年度	<ul style="list-style-type: none"> ● TPP（環太平洋連携協定）交渉参加阻止活動の継続展開 ● 女性役員登用 ● 第28回 J A 佐賀県大会 ● 佐賀中央アグリビズ(株)佐賀農業賞最優秀賞及び農林水産大臣賞受賞
平成25年度	<ul style="list-style-type: none"> ● 「五つ星定期」発売 ● 貯金250億円突破 ● 定期積金旅行「北海道」 ● TPP交渉参加阻止活動の継続展開
平成26年度	<ul style="list-style-type: none"> ● 消費税8%スタート ● J A改革を巡る議論が本格化 ● J A 佐賀市中央金融推進大会・県下 J A 貯金9,000億円必達推進大会 ● J Aバンク優績店舗表彰（多布施支店）
平成27年度	<ul style="list-style-type: none"> ● TPP（環太平洋連携協定）大筋合意 ● 「お年玉定期」発売 ● 本支店ATM更新 ● 貯金300億円突破
平成28年度	<ul style="list-style-type: none"> ● 熊本地震復興支援活動職員派遣 ● TPP（環太平洋連携協定）交渉から米国離脱表明 ● 新 J A 会館竣工 ● 出資金額3億円突破
平成29年度	<ul style="list-style-type: none"> ● J A 佐賀市中央創立70周年記念『感謝祭』開催 ● J A 佐賀市中央創立70周年記念式典開催 ● 西友佐賀店閉店 ● 貯金350億円突破
平成30年度	<ul style="list-style-type: none"> ● 「18歳成人」改正民法成立 ● 働き方改革関連法成立 ● 西日本豪雨 ● TPP（環太平洋連携協定）発効
令和元年度	<ul style="list-style-type: none"> ● 新本店ビル着工 ● 新天皇即位 令和に改元 ● 佐賀豪雨 旧本店ビル床上浸水（8月27日） ● 消費税率10%へ引き上げ
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> ● 新本店竣工（4/7）・営業開始（4/13） ● 旧本支店売却 ● 新型コロナウイルス感染症流行拡大 ● 東京五輪開催1年延期
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> ● 新型コロナウイルス感染症 流行続く ● 貯金残高400億円、貸出金残高120億円突破 ● 東京五輪開催 ● ロシア ウクライナ侵攻
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ● 新型コロナウイルス感染症 流行続く ● 安倍元首相銃撃され死亡 ● 円安進行1ドル150円突破 ● 貯金残高450億円、貸出金残高140億円突破

9. 店舗等のご案内

(令和5年6月末現在)

店舗名	住所	電話番号	ATM設置
本店	〒840-0801 佐賀市駅前中央1丁目3番1号	0952 ㉓ 8555	1台
指導経済部	〒840-0804 佐賀市神野東4丁目3番10号	0952 ㉔ 9478	
佐賀中央宅建(株)	〒840-0804 佐賀市神野東4丁目3番13号	0952 ㉕ 3261	

10. 関連会社のご案内

単位：万円、% (令和5年6月末現在)

法人名	所在地	業務内容	設立年月日	資本金	出資比率
佐賀中央宅建株式会社 代表取締役 山田 雅 順	佐賀市神野東 4丁目3番13号	宅地建物取引業	昭和49年4月30日	5,500	100.0

◆ 営 業 内 容

宅地建物取引業 ▷免許、佐賀県知事(13)第1245号

土地建物売買仲介業 …… 土地建物の売却・購入に関する仲介斡旋

賃貸仲介事業 …… 貸ビル・アパート・マンション・貸家・駐車場等の仲介斡旋

代替地・代替資産仲介業 … 農地・土地建物等代替取得の仲介斡旋

その他宅地建物取引事業に付帯する事業

写真で見る各店舗



本 店



指導経済部



佐賀中央宅建株式会社



佐賀市中央農業協同組合

本店 佐賀市駅前中央1丁目3-1 ☎ ㊦38555(代)

指導経済部 佐賀市神野東4丁目3-10 ☎ ㊦309478

佐賀中央宅建 佐賀市神野東4丁目3-13 ☎ ㊦313261